第3期

高松市教育振興基本計画

TAKAMATSU EDUCATION PLAN

2024 — 2031

高松市
高松市教育委員会

第3期

高松市教育振興基本計画

はじめに

近年、私たちを取り巻く社会は、急激な少子・超高齢化の進行、持続可能な社会への転換、デジタル技術の進展、社会問題の多様化等、目まぐるしく急速に変化し、教育に関する課題は複雑化・多様化しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、世界的に猛威を振るい、教育活動や教育環境に様々な変化をもたらしました。

このような状況の下、次世代を担う子どもたちが、様々な課題や困難な場面に立ち向かい、未来を切り拓く力を身につけ、たくましく生きていくために、教育が果たす役割はますます重要となっています。

この「第３期高松市教育振興基本計画」は、本市の最上位計画である「第７次高松市総合計画」の教育に関する分野別計画であるとともに、教育に関する総合的な施策の方向性を示す「大綱」として位置付けるものとなっています。策定に当たっては、総合計画に掲げる、本市の目指すべき都市像「人がつどい　未来に躍動する　世界都市・高松」の実現に向けて、子どもの頃から地域の自然や歴史、文化に親しみ、「高松」の魅力を知ることにより、本市に愛着と誇りを持ち、まちづくりに主体的に関わろうとする想いを育んでいけるよう、施策の充実を図ったところです。

施策の推進に当たっては、教育を取り巻く社会環境の変化に的確に対応するために、地方公共団体の長として、「高松市総合教育会議」等を通して、教育委員会と意思疎通を図りながら、本市の教育課題等を共有し、より一層、民意を反映した教育行政の推進に努めてまいりたいと考えております。

本計画の策定において、御協力いただきました関係機関の皆様、パブリックコメント等を通して貴重な御意見を賜りました皆様には心からお礼申しあげます。

今後におきましては、本計画の基本理念である「高松を愛し　夢と志を持って　一人ひとりが輝く教育」の実現に向け、学校・家庭・地域及び関係団体と一体となり施策を推進してまいりますので、市民の皆様の一層の御支援・御協力と、積極的な御参画をお願い申しあげます。

令和６年３月

高松市長　大西　秀人

第3期高松市教育振興基本計画の策定に当たって

教育委員会では、平成22年度から「高松市教育振興基本計画」及び「第２期高松市教育振興基本計画」において、「確かな学力と豊かな心をはぐくみ　夢にむかってたくましく生きる人づくり」を基本理念として、学校・家庭・地域が一体となり、生きる力を育む教育の推進・充実に取り組んでまいりました。

この間、本市の教育は、かつてない変動の時期を迎え、特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、私たちに多くの困難をもたらしましたが、同時に、それに伴うGIGAスクール構想による一人一台端末の実現など、数々の学びの変化ももたらしました。

このような中、本市におきましては、子どもたちの学力や体力・運動能力の状況はおおむね良好に推移している一方で、全国的にも課題となっている不登校や特別な配慮が必要な児童生徒への対応、家庭や地域の教育力の向上などの課題も見られております。

これらの課題に対応し、本市の教育施策を更に積極的に推進するため、この度、「高松を愛し　夢と志を持って　一人ひとりが輝く教育」を新たな基本理念として、令和６年度から１３年度までの８年間を計画期間とする「第３期高松市教育振興基本計画」を策定いたしました。

今後、本計画に基づき、本市の現状を踏まえた３つの柱として「ふるさとの未来を支える教育の推進」、「多様な教育ニーズに対応した教育機能の充実」、「学校・家庭・地域の連携・協働の推進」を始め、様々な教育施策に取り組み、特に子どもたちがふるさとへの愛着や誇りを人生の揺るぎない礎とし、自らの良さや可能性に気づき、夢と志を持って未来を見つめ、また、多様な人々との関わりの中で、未来を切り拓く力を育めるよう努めてまいります。

本計画が、これからの本市の教育の進むべき方向を指し示し、高松のシンボルともいえる「赤灯台」のように、教育の未来を照らしていくものとなることを願っております。

今後、学校・家庭・地域、企業、大学や関係機関・団体等と連携し、本計画を推進してまいりますので、市民の皆様には御理解・御協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たりまして、教育振興基本計画策定懇談会委員の皆様を始め、アンケートに御協力いただきました方々、パブリックコメントに御意見をお寄せいただいた方々など、多くの市民、教育関係者の皆様に、心から感謝申しあげます。

令和６年３月

高松市教育委員会

目　次 CONTENTS

総　論

1　計画策定の趣旨 …… 2
2　計画の位置付け …… 2
3　計画の期間 …… 2
4　国の動向や社会環境の変化
　(1) 人口減少の加速と人生100年時代の到来 …… 3
　(2) 持続可能な社会の実現に向けた取組 …… 3
　(3) 多様性に対する意識の高まりや様々な社会問題 …… 3
　(4) 感染症や自然災害への対応 …… 4
　(5) 教育デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進 …… 4
　(6) ウェルビーイングの向上 …… 4
5　第2期計画を踏まえた高松市の現状と課題
　(1) 児童生徒の学校生活について …… 5
　(2) 一人一台端末の導入について …… 7
　(3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大について …… 8
　(4) 家庭・地域での教育(生活)について …… 9
　(5) 本市に望む今後の教育施策について …… 11
6　高松市の教育の状況
　(1) 社会の動向 …… 14
　(2) 学校の状況 …… 15
　(3) 子どもの状況 …… 16
　(4) 生涯学習の状況 …… 20
7　基本理念 …… 22
8　基本目標 …… 23
9　施策体系 …… 24

各　論

Ⅰ　生きる力を育む学校教育の充実

1　確かな学力と個性を伸ばす教育の推進 …… 28
2　豊かな心と健やかな体を育む教育の推進 …… 32
3　ふるさとの未来を支える教育の推進 …… 36

Ⅱ　安全・安心で魅力ある教育環境の充実

1　学校教育環境の整備・充実 …… 40
2　多様な教育ニーズに対応した教育機能の充実 …… 42
3　教員の資質向上と教育指導体制の充実 …… 46
4　安全で安心な教育環境の充実 …… 48

Ⅲ　家庭・地域とともに育む教育力の向上

1　家庭・地域の教育力の向上 …… 50
2　学校・家庭・地域の連携・協働の推進 …… 52
3　青少年の健全育成の推進 …… 54

Ⅳ　生涯にわたり心豊かに学べる環境づくり

1　多様な学習機会の充実 …… 56
2　生涯学習施設・機能の充実 …… 58

計画の推進

1　計画の進行管理 …… 62
2　関係部局、関係機関・団体との連携 …… 62

資　料

1　指標 …… 64
2　高松市教育委員会主要計画等の策定状況 …… 66
3　策定経過 …… 67
4　設置要綱 …… 68
5　用語の解説 …… 72

総　論

1. 計画策定の趣旨

国は、平成18年12月に施行された、改正教育基本法に基づき、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画を定めることとし、20年7月に第1期教育振興基本計画、25年6月に第2期教育振興基本計画、30年6月に第3期教育振興基本計画、令和5年6月には新たな教育振興基本計画を策定しました。

また、地方公共団体には、策定についての努力義務が課され、本市においては、22年3月に「高松市教育振興基本計画」を、28年3月には、28年度から令和5年度までの8年間を計画期間とする「第2期高松市教育振興基本計画」（以下「第2期計画」という。）を策定しました。さらに、令和2年3月には、第2期計画策定後における社会情勢の変化や国の動向を踏まえ、主権者教育や教職員の働き方改革などの見直しを行い、学校・家庭・地域及び関係団体と一体となって、様々な施策を展開しながら教育施策に取り組んできました。

しかしながら、その後におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を始め、デジタル技術の進展、人口減少、少子・超高齢化、持続可能な社会の実現に向けた学習環境の変化など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、高松市教育委員会では、第2期計画までの教育の成果と課題を整理し、多様な教育ニーズへの対応等、これからの教育の施策の方向性を示すため、新たな高松市教育振興基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画であるとともに、以下のとおり位置付けています。

①本市の市政運営の基本方針である「第7次高松市総合計画」の教育に関する分野別計画

②地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づく、「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」

③教育基本法第3条の「生涯学習の理念」を実現するための計画

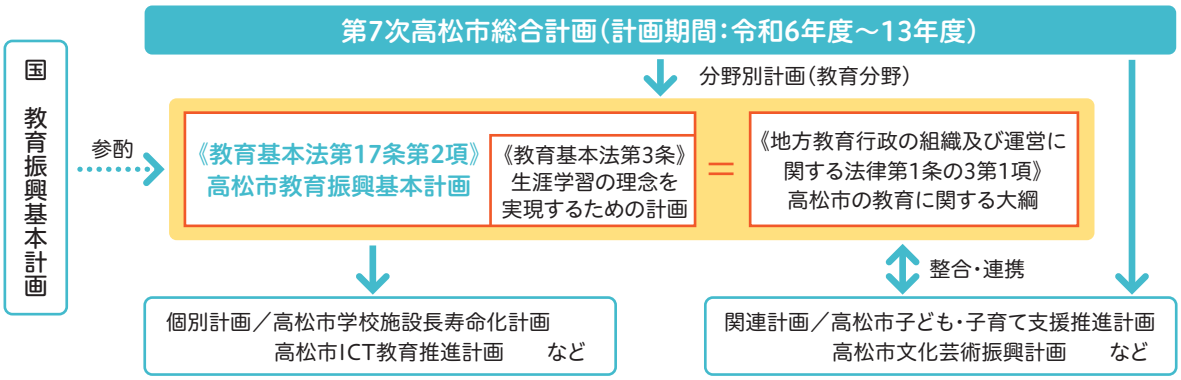

3. 計画の期間

計画期間は、令和6（2024）年度から令和13（2031）年度までの8年間とします。なお、子どもの教育をめぐる社会情勢の変化や国・県の動向等を踏まえ、必要に応じて見直します。

4. 国の動向や社会環境の変化

近年、地球規模の気候変動とこれに伴う災害の激甚化・頻発化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による暮らしや経済への影響、激変する国際情勢など、様々な危機が複合的に訪れ、将来の予測が困難な「VUCA（変動性・不確実性・複雑性・曖昧性）」と言われる時代の中で、本市においては、こうした変化を的確にとらえた取組を推進する必要があります。

（1） 人口減少の加速と人生100年時代の到来

健康寿命が世界一の長寿社会を迎え、若者から高齢者まで、全ての人々に活躍の場があり、元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが求められています。

また、急激な少子・超高齢社会を迎え、生産年齢人口の減少、経済規模の縮小などが懸念されており、地域社会が持続的に発展していくために、地域への愛着・誇りを持ち、地域における活動に積極的・主体的に関わっていく人材を育成していく必要があります。

そして、100年という長い期間をより充実したものにするための生涯にわたる教育の基盤が求められています。

（2） 持続可能な社会の実現に向けた取組

デジタル技術の進展に伴い、第4次産業革命、あるいはSociety5.0と呼ばれる時代となり、時間や空間の制約を乗り越えて、日々、様々なサービスが創出され、社会の仕組み・在り方までも大きく変化する時代となっています。また、交通分野での技術革新により、人や情報、文化などは国や地域を越えて自由に行き来し、生活圏も広がっています。

このような社会の中で、国連本部において「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられ、目標達成に向けて、「誰一人取り残さない」をキーワードに、一人ひとりが持続可能な社会の担い手として、市や県、国を越えて、他者と連携・協働し、課題の解決に取り組む資質・能力を育成することが求められています。

また、郷土の伝統や文化などに触れながら、郷土への誇りや愛着を持ち、自分の人生の揺るぎない礎とするとともに、国際的視野を持って多様な人々と良好な人間関係やコミュニケーションを築くために必要な力を養うなど、グローバルに活躍できる人材の育成を図ることが重要となります。

（3） 多様性に対する意識の高まりや様々な社会問題

国籍や考え方の違い、障がいの有無、LGBT等を理由に、生活の様々な場面で困難に直面したり、子どもの貧困や虐待、ネット・ゲーム依存の社会問題化、SNSを通じた誹謗中傷など、社会問題が多様化しています。学校においても、いじめや不登校に加え、子どもの貧困や経済格差、家族の世話を日常的に行うヤングケアラーなどの課題も顕在化しており、子どもが抱える困難が多様化・複雑化しています。

年齢、性別、国籍、障がいの有無、家庭環境にかかわらず、誰もが自分らしく生きていくことができる社会とするために、共生社会と社会的包摂の推進が求められています。

（4） 感染症や自然災害への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、世界的に猛威を振るい、全世界が社会経済活動の停滞等の深刻な影響を受け、臨時休業やオンラインを活用した授業等の実施、部活動の制限や大会の中止等、教育活動や教育環境に様々な変化をもたらし、児童生徒は大きな影響を受けました。

これまでの取組の課題や教訓を踏まえ、感染症等による新たなリスクの発生など、学校が感染症等の影響を最小限に止めつつ、学校教育活動を継続できる環境を維持することが必要です。

また、近年、全国的に地震、豪雨や台風等による被害が増大しており、災害の激甚化や頻発に対する懸念が高まっています。

児童生徒が安全に安心して過ごせる教育環境を確保するために、自然災害への対策を進めるとともに、「自分の命は、自分で守る」ことの大切さを伝え、自ら危険を回避するために主体的に行動するなど、災害から命や安全を守る行動が速やかにとれるよう、防災等に対する知識や意識を高めることが求められています。

（5） 教育デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

教育デジタル・トランスフォーメーション（DX）とは、教育において最新のデジタルテクノロジーを活用することで教育の手法や手段、教職員の業務などを変革させることを意味します。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、世界全体にデジタル化の飛躍的進展をもたらしました。本市においても、GIGAスクール構想による一人一台端末を始め、デジタル教科書の導入などICTを活用した学習環境の整備が急速に進み、教育の分野においてICTを活用することが特別なことではなく「日常化」するなど、児童生徒の学びの可能性が広がりました。

デジタル技術を活用して何をどのように教えるのか、という観点から、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を目指した学習指導要領に基づく教育実践と、ICTを活用した学びとのベストミックスを図り、教え方や学び方を改革していくとともに、教職員のICT活用指導力の育成と、児童生徒が端末やインターネットを利用する際のトラブル等を未然に防止できるよう、情報手段の正しい利用を促す「情報モラル教育」を併せて進めていくことが必要です。

（6）ウェルビーイングの向上

ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることを言います。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来の持続的な幸福を含み、個人だけでなく取り巻く地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念です。

ウェルビーイングの国際的な比較調査においては、自尊感情や自己肯定感が高いことが人生の幸福をもたらすという考え方が強調されています。この調査によると、日本を含むアジアの文化圏の子どもや成人のウェルビーイングは低い傾向が報告されることがありますが、日本では、利他性、協働性、社会的貢献意識など、人とのつながり・関係性に基づく要素がウェルビーイングにとって重要な意味を持っています。

多様な個人それぞれが幸せや生きがいを実感し、地域や社会が幸せや豊かさを実感し、持続可能なものになっていくよう、教育を通じて、個人と社会のウェルビーイングの向上を図っていくことが求められています。

5. 第2期計画を踏まえた高松市の現状と課題

第2期計画（平成28年3月策定）においては、「確かな学力と豊かな心をはぐくみ　夢にむかってたくましく生きる人づくり」を基本理念に、将来の夢や希望を持って、夢にむかってたくましくチャレンジする子どもの育成を目指し、様々な施策に取り組んできました。

しかし、国が毎年実施している各種調査結果から、全国的にも課題となっている、不登校、特別支援が必要な児童生徒への対応や学力の保障、また、感染症や自然災害への対応、教育DXの推進や教職員の働き方改革、地域住民との連携・協働などについては、本市においても課題であると考えています。このような状況を考慮するとともに、現状把握や第2期計画策定時からの経年比較を行うため、令和4年度に「高松市の教育に関するアンケート調査」を実施しました。

このアンケートの調査結果から、本市の児童生徒の学校生活や家庭・地域での教育等について、本市の特徴が見えてきました。

（1） 児童生徒の学校生活について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が懸念されましたが、平成26年度調査と比べて学習面では大きな変化がない結果となり、児童生徒の学校生活において、適切な学習環境が維持できたものと考えられます。また、分かりやすい授業が望まれており、ICTの活用など、児童生徒の学習意欲が向上するような工夫を図っていく必要があると考えられます。

ア. あなたは勉強が面白いですか

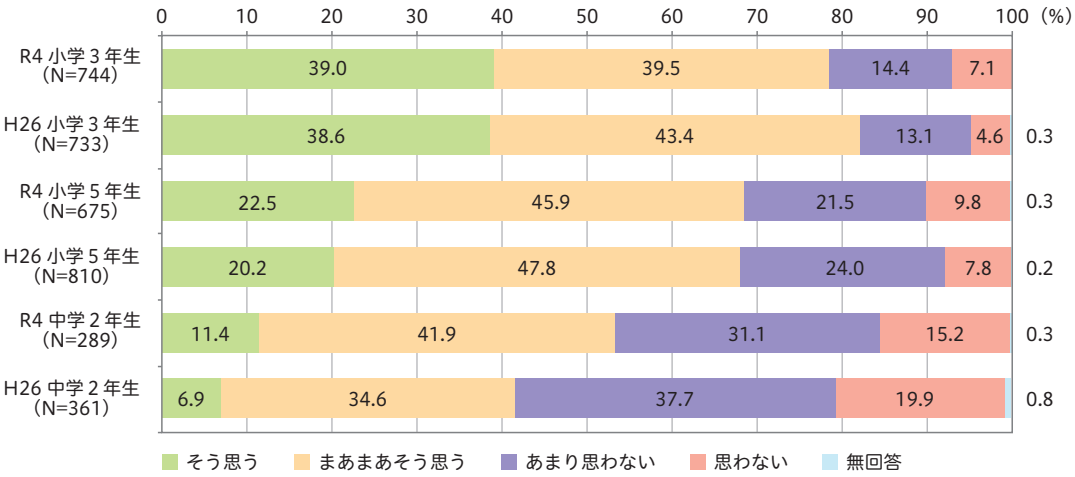

●前回調査と比較し、小学３・５年生は大きな変化はなく、中学生については、「そう思う」、「まあまあそう思う」が11.8％増加しました。

参考 あなたのお子さんは、学校に楽しく通っていますか

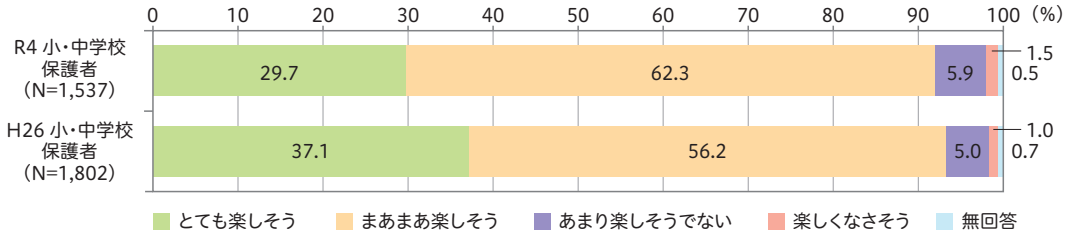

●児童生徒の保護者は、90%を越えて、子どもが「とても楽しそう」、「まあまあ楽しそう」に学校に通っていると感じています。

イ．あなたは、学校の授業がどのくらい分かりますか

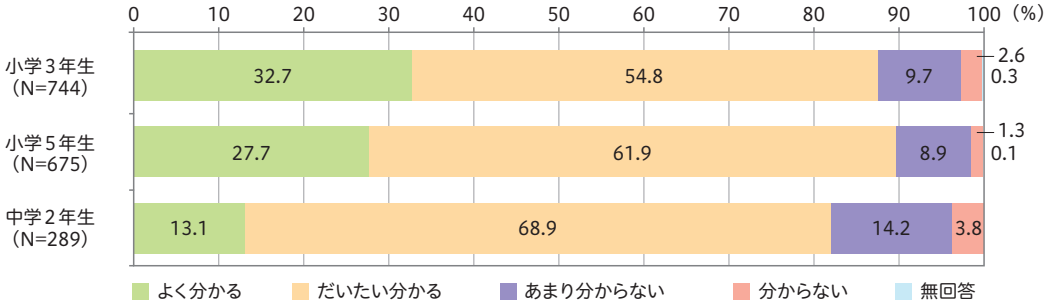

●全ての学年で、80%以上が「分かる」と回答しています。

参考 あなたのお子さんが、学習内容をどのくらい理解していると思いますか

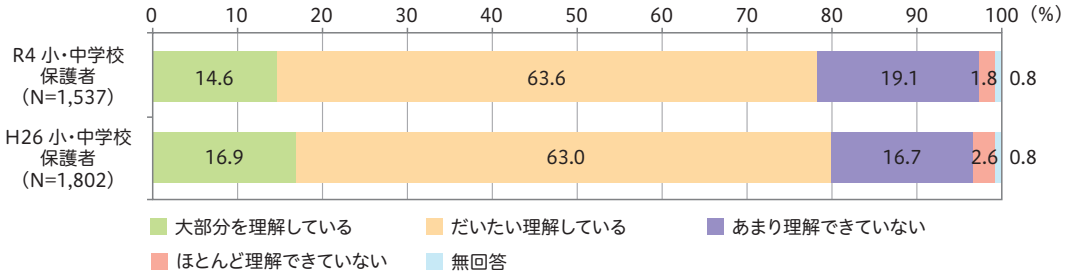

●前回調査と比較し、大きな変化はなく、約80%の保護者が「理解している」と回答しています。

参考 理解が十分でない理由は何だと思いますか

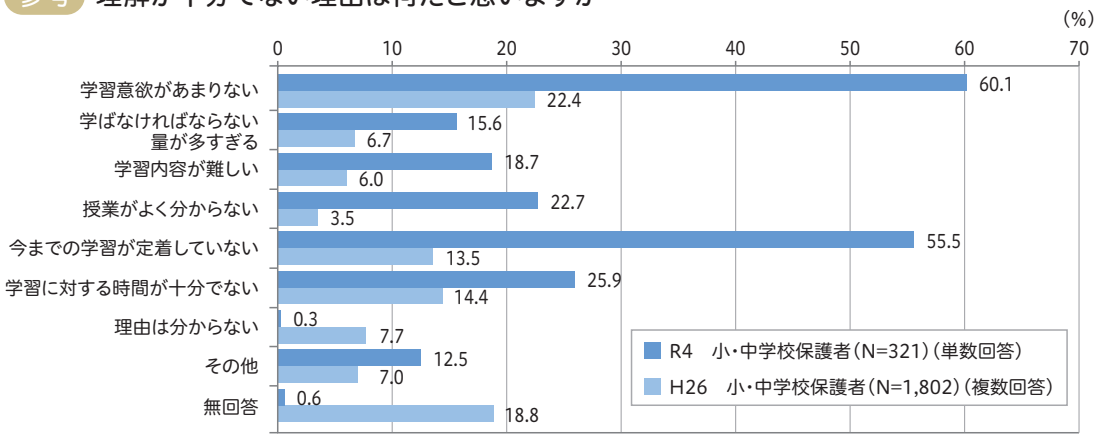

●学習内容を「あまり理解できていない」、「ほとんど理解できていない」を回答した保護者が考える理由としては、前回調査(平成26年度)と同じく、「学習意欲があまりない」があげられており、児童生徒の意欲を喚起する分かりやすい授業となるよう工夫することが求められていると考えられます。

(2) 一人一台端末の導入について

学習環境のデジタル化が進み、一人一台端末を使った授業により、「授業を楽しいと感じている児童生徒」及び「児童生徒が意欲的に授業に取り組んでいると感じている保護者」が7割を超えていることから、これまでの取組が評価されており、引き続き、ICT を活用した教育の推進が求められていると考えられます。

ア. 一人一台端末を使った授業について、これまでの授業と比べてどのように感じていますか

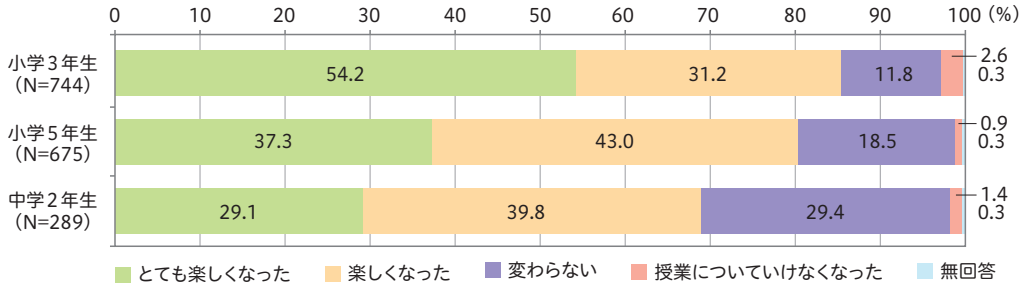

●平均して、7割を超える児童生徒が「楽しくなった」と回答しています。

参考 お子さんは、一人一台端末を使った授業について、意欲的に取り組んでいますか

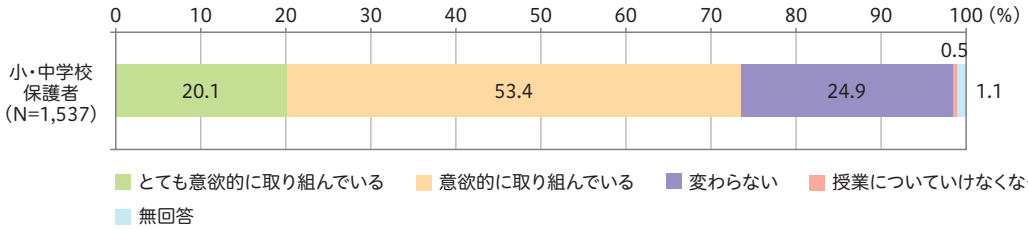

●「意欲的に取り組んでいる」、「とても意欲的に取り組んでいる」を選択した保護者は、7割を超えています。

(3)　新型コロナウイルス感染症の感染拡大について

児童生徒、保護者、教員及び一般市民において、運動やコミュニケーションの不足について不安を感じているという結果となったことから、今後は、学習環境に応じて、体力の向上やコミュニケーションが図れるような対面活動が求められていると考えられます。

ア. 新型コロナウイルス感染症の流行に関して、あなたが不安に感じていることは何ですか（複数回答）

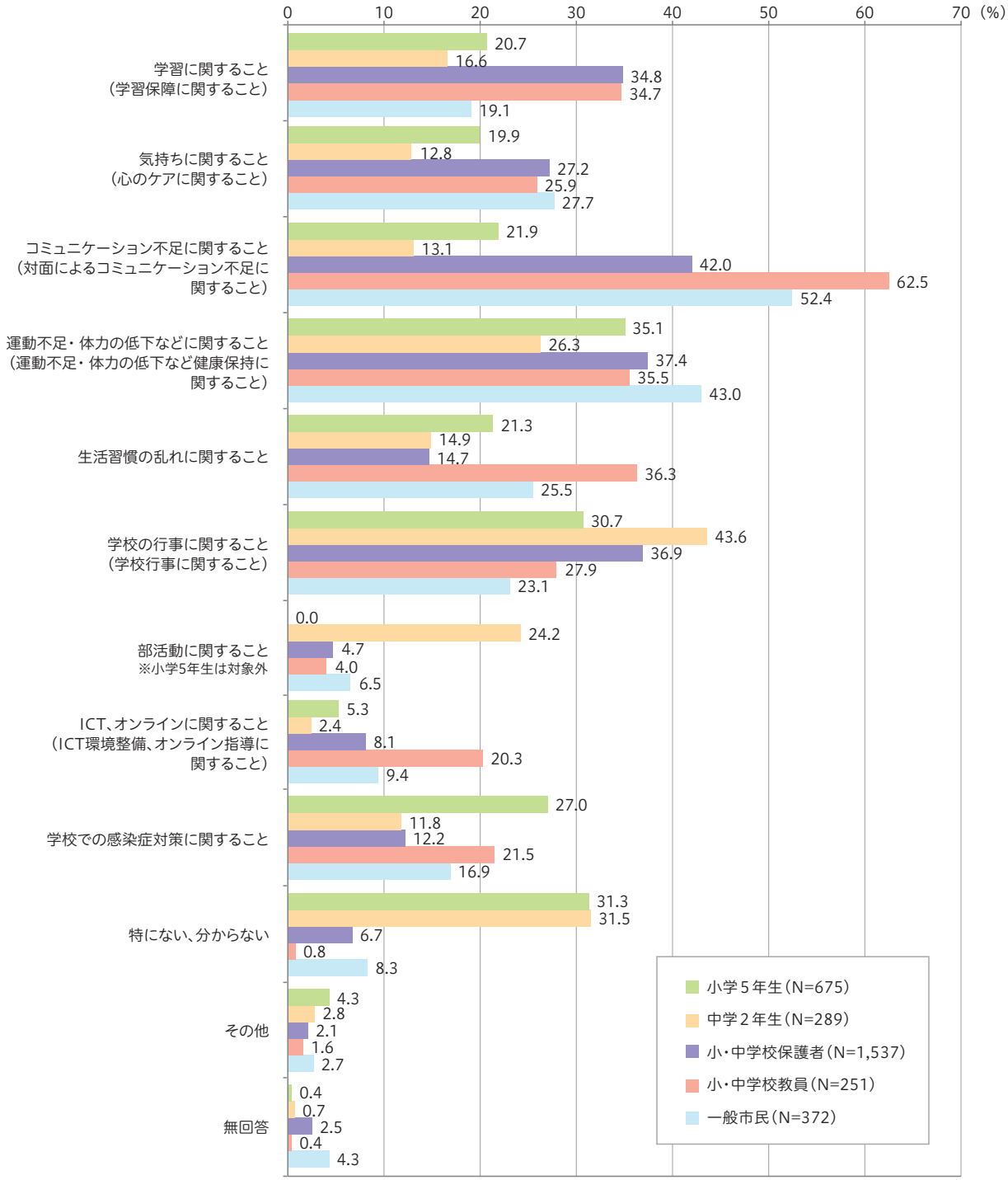

●「運動不足・体力の低下」、「コミュニケーション不足」などについて不安を感じています。「学習（学習保障）に関すること」は、児童生徒、一般市民よりも保護者、教員が高くなっています。

(4) 家庭・地域での教育(生活)について

家庭での時間の使い方として、スマートフォンやタブレット等の使用が平成26年度調査と比較して、大幅に増加しており、携帯電話やSNS 等の正しい使い方に関する家庭教育が必要とされています。また、地域とともにある学校とするためには、外部の人を学校に招くことや、学校支援ボランティアの受入れなどが大切です。

ア. あなたは、学校から帰ったら、どのようなことに使う時間が多いですか(複数回答)

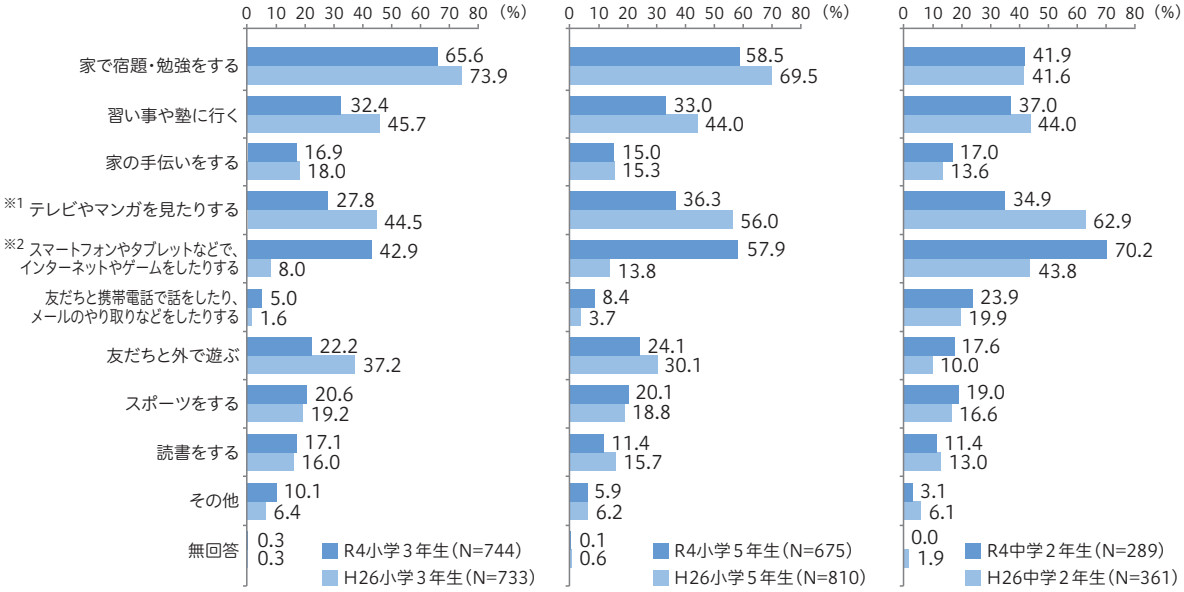

※1 前回H26:「テレビやマンガを見たり、ゲームをしたりする」
※2 前回H26:「インターネット(携帯電話・スマートフォンを含む)をする」
【前回と項目内容が異なるため、割合も大きく違っている】

参考 あなたは、家庭教育についてどのような取組が必要だと思いますか(複数回答)

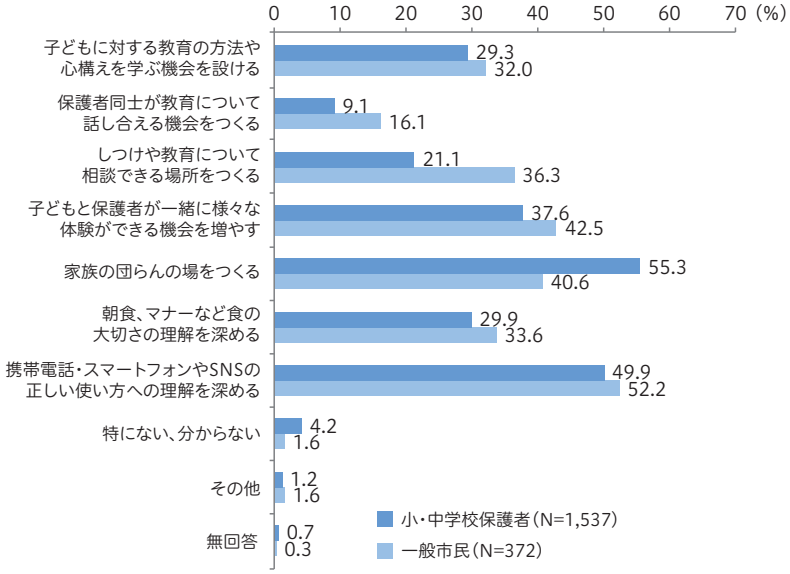

●保護者、一般市民は、家庭において、家族の団らん・体験活動や、携帯電話・SNS等の正しい使い方への理解を深める取組を必要としています。

イ．地域とともにある学校とするために、あなたは何が大切だと思いますか（複数回答）

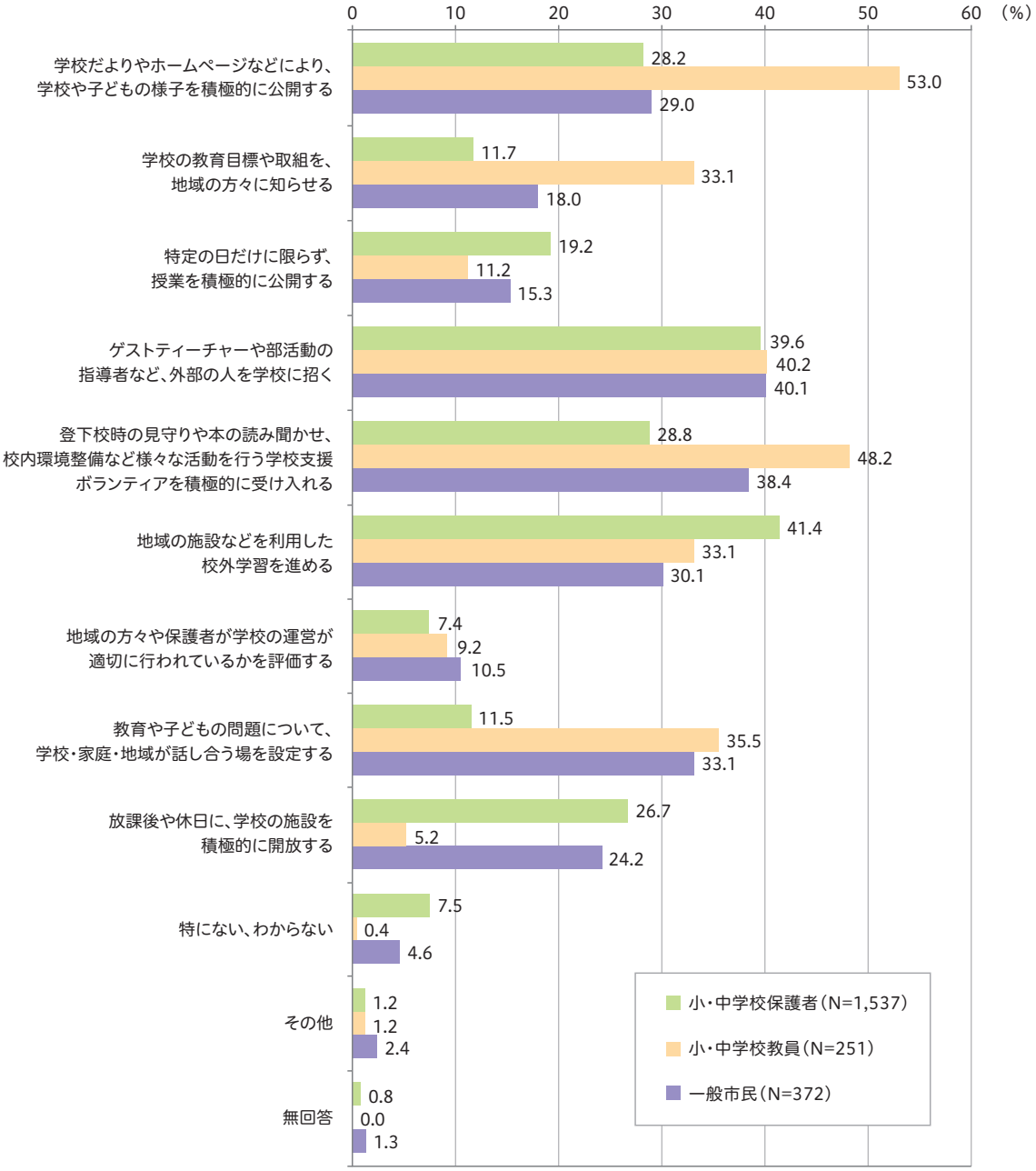

●ゲストティーチャーや部活動の指導者など、外部の人を学校に招くことや、学校支援ボランティアの受入れについて大切だと思う回答が上位に位置しています。一方、児童生徒及び一般市民調査において、「普段、あなたは地域の人たち（子ども）とどのように接していますか」の質問に対し、「交流したいが交流していない」の割合が、一定数ありました。

参考　普段、あなたは地域の人たち（子ども）とどのように接していますか（複数回答）

調査項目	児童生徒調査		一般市民調査
	小学生	中学生	
交流がしたいが交流していない	14.8%	17.0%	24.7%

●会ったときにあいさつをしている人が8割以上を占める中、「声をかけたり話をしたりする」、「地域の祭りやイベントで交流している」に次いで、「交流したいが、交流していない」が位置しています。

（5） 本市に望む今後の教育施策について

子どもたちが「分かる」と実感できる授業への工夫と、不登校対策や特別支援教育等の多様なニーズへの対応が求められています。また、「高松に住み続けたいと思う」という回答が約6割であり、今後の取組内容を検討する必要があると思われます。さらに、表現力や対話する力の育成や、道徳心や規範意識の醸成などのニーズが高まっています。

ア. 教育に関する主な施策のうち、今後、高松市が力を入れて行う必要があるものはどれですか（複数回答）

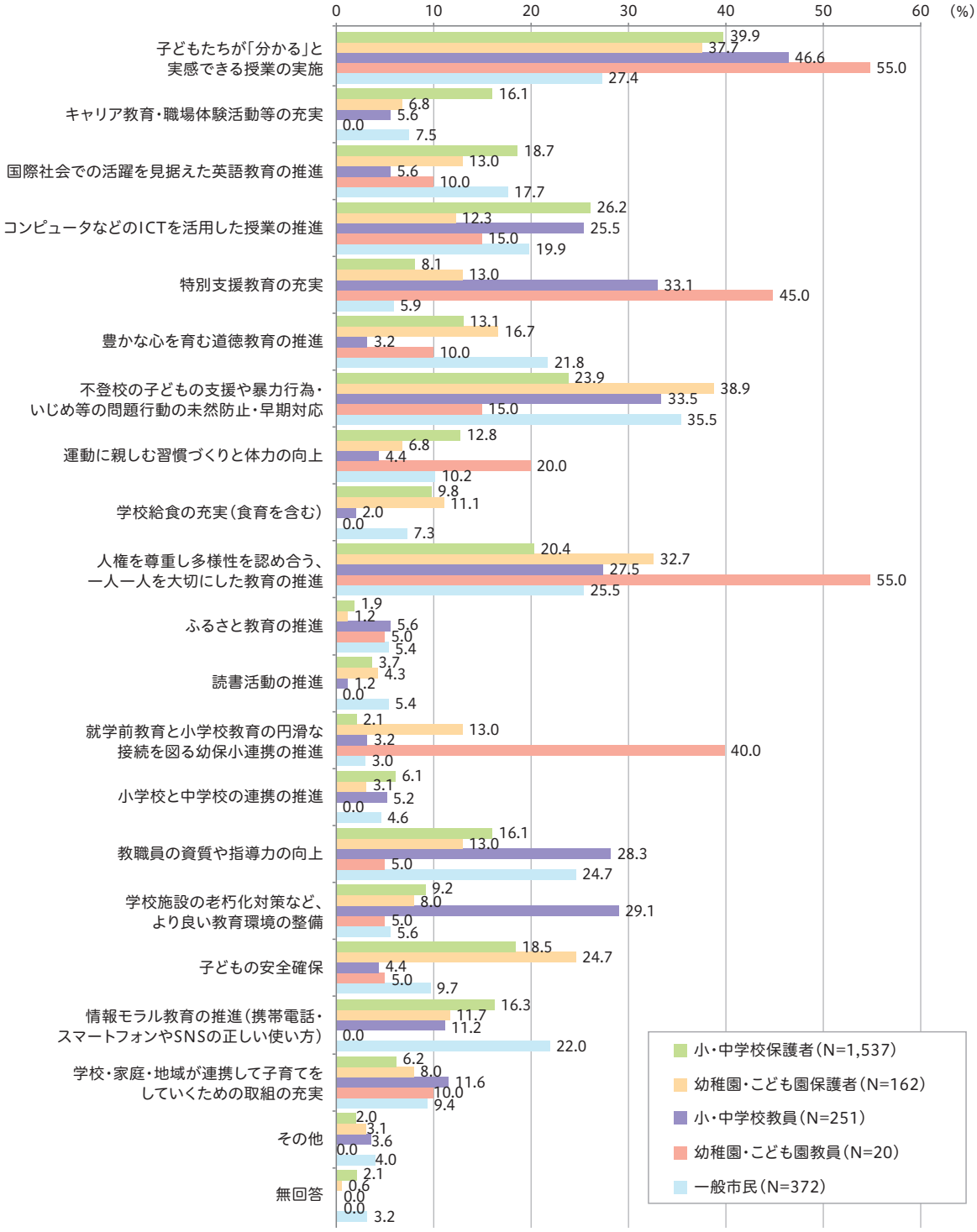

イ．大人になってからも高松市や今住んでいる地域に住み続けたい（住み続けてほしい）と思いますか

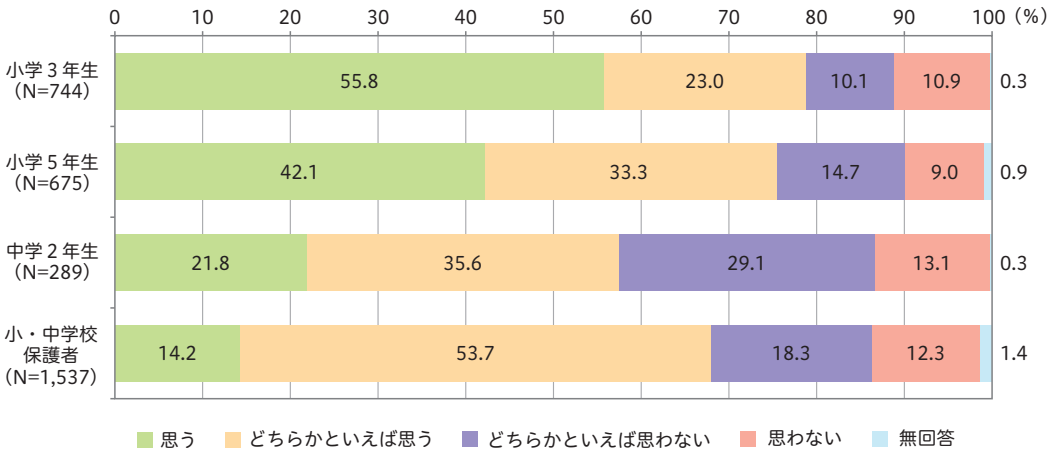

●「思う」、「どちらかといえば思う」という回答は、小学3年生78.8％、小学5年生75.4％、小・中学校保護者67.9％となりました。児童生徒のうち、「高松に住み続けたいと思う」については、学年が上がるにつれて、割合が低くなっていますが、全体で60％、また、保護者が「住み続けてもらいたい」という回答は、約70％になっています。

ウ．これからの子どもたちに特に必要な資質・能力はどれだと思いますか（複数回答）

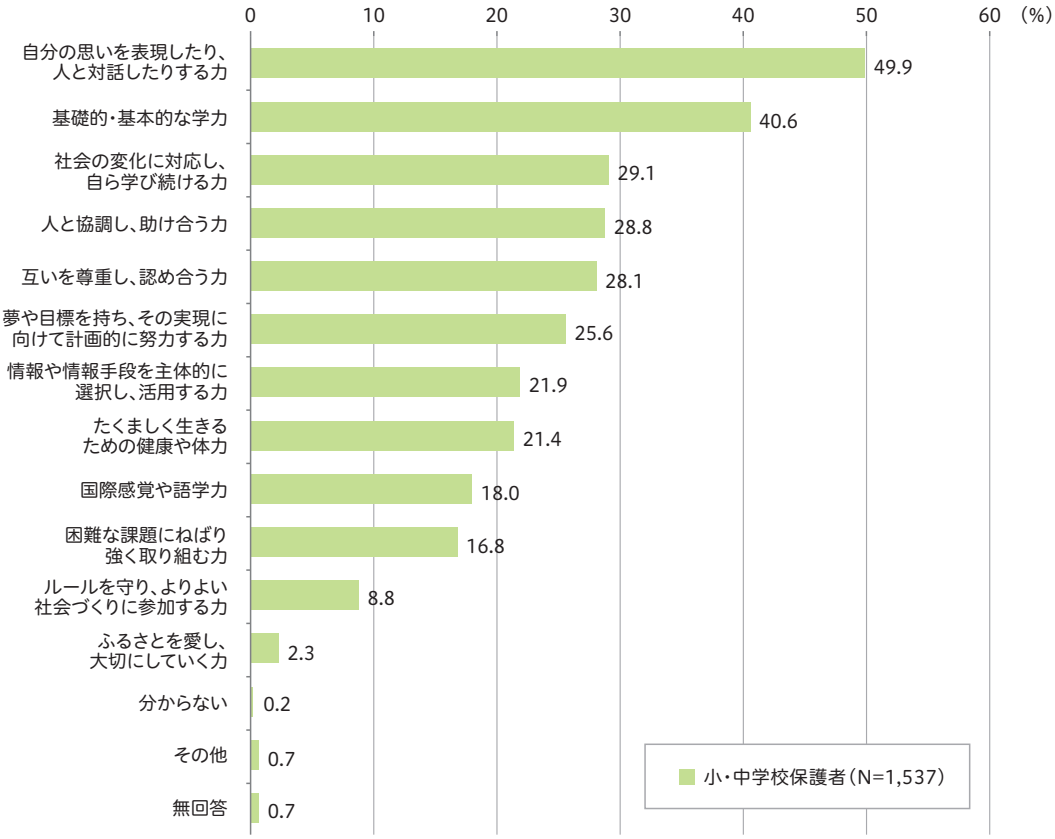

●保護者が必要と考えているのは、「自分の思いを表現したり、人と対話したりする力」が49.9％と最も多く、また、教員・一般市民も高い割合で必要と考えています。

エ．子どもたちや教育について課題と感じていることは何ですか（複数回答）

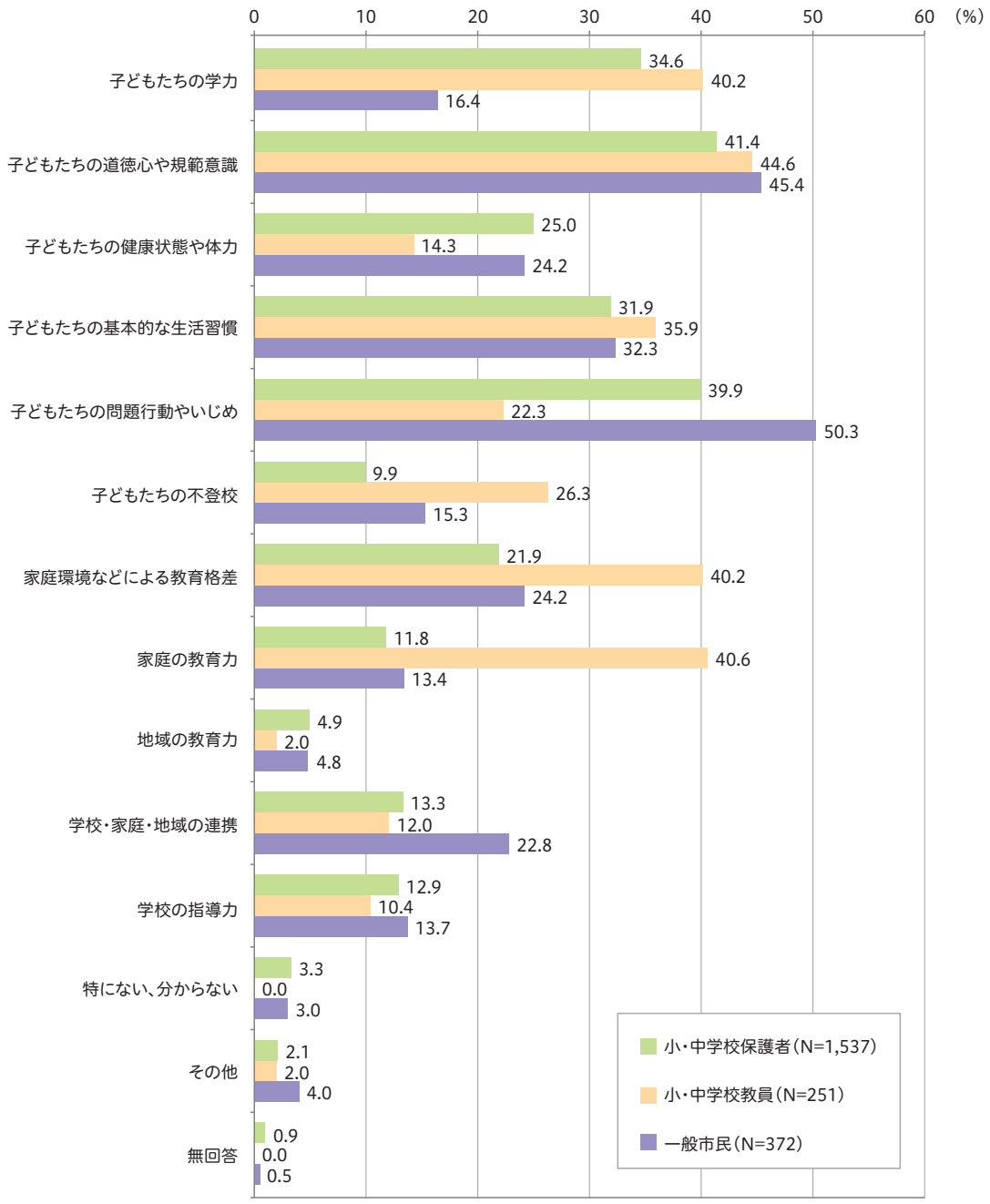

●「子どもたちの道徳心や規範意識」が課題と感じられています。一方、学校・家庭・地域の連携についての課題意識は、低い結果となりました。学校・家庭・地域の連携につながる取組等の充実に向けた働きかけが、今後、重要になると考えられます。

6. 高松市の教育の状況

(1) 社会の動向

■少子・超高齢化の進行

本市の総人口は、2015年まで増加傾向にありましたが、それ以降、減少傾向となっています。年少人口(0～14歳)の割合は、減少し続けている一方で、老年人口(65歳以上)の割合は、増加し続けており、総人口が減少する中で、今後、少子・超高齢化が一層進行する見込みとなっています。

人口の推移と長期的な見通し(高松市)

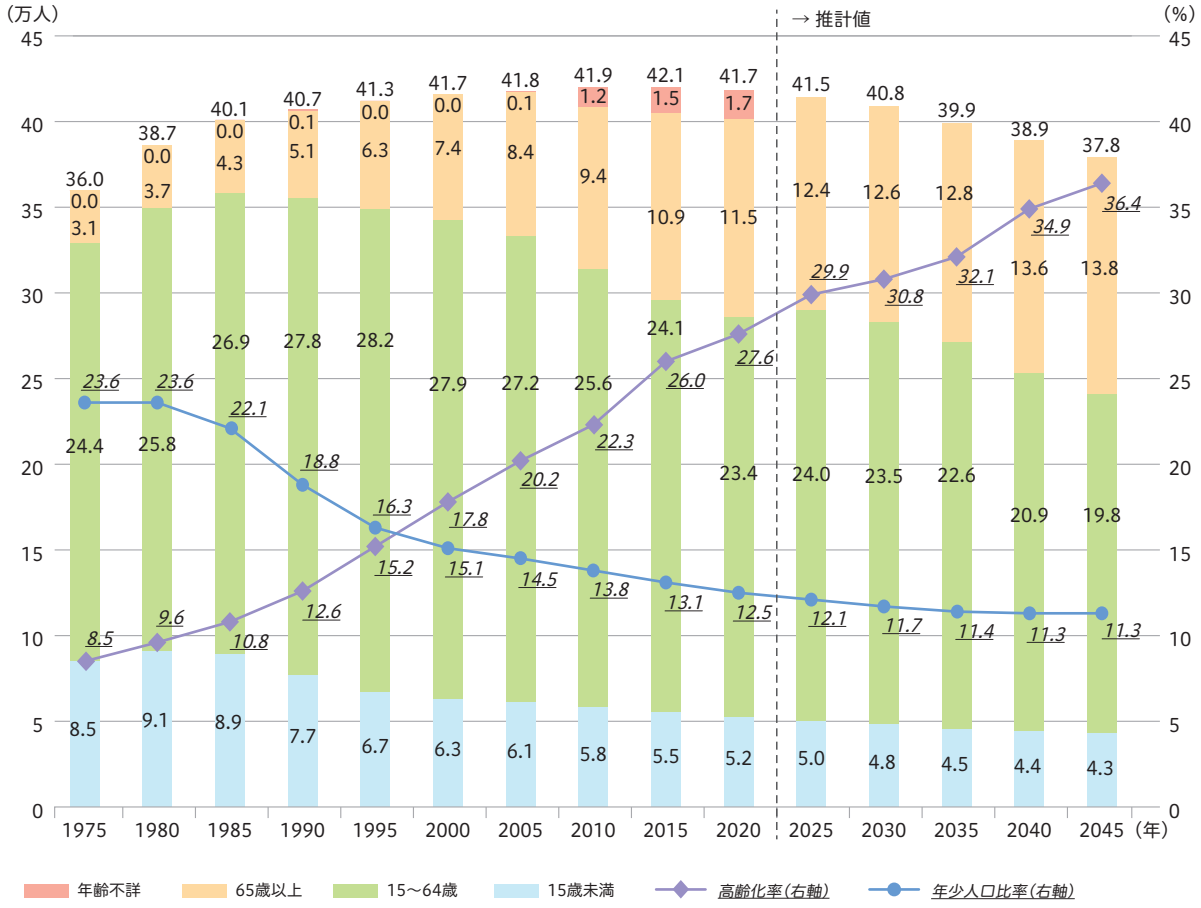

2020年まで「国勢調査」(総務省)、2025年から「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

（2） 学校の状況

■小・中学校の児童生徒数、学級数

一部の小・中学校では、児童生徒数が増加しているものの、少子化の進行等により、総数は小・中学校ともに減少しています。しかしながら、学級数は、35人学級の学級編制や特別支援学級の増加により、令和4年度と比べ、小学校では増加し、中学校は減少しているものの、平成30年度からみると増加傾向にあります。

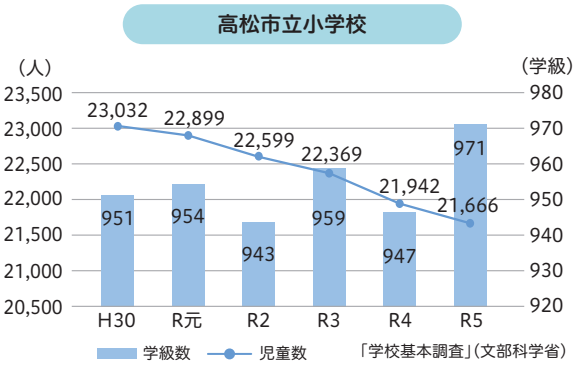

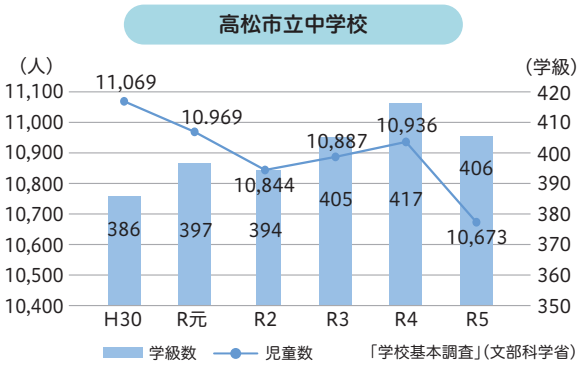

■幼稚園の就園数、保育所の入所数

就学前の子どもの人口は、減少傾向となっていますが、女性の就業状況の変化等により、幼稚園（認定こども園教育部分含む）の就園数が減少している一方で、保育所（認定こども園保育部分含む）の入所数は、増加しています。

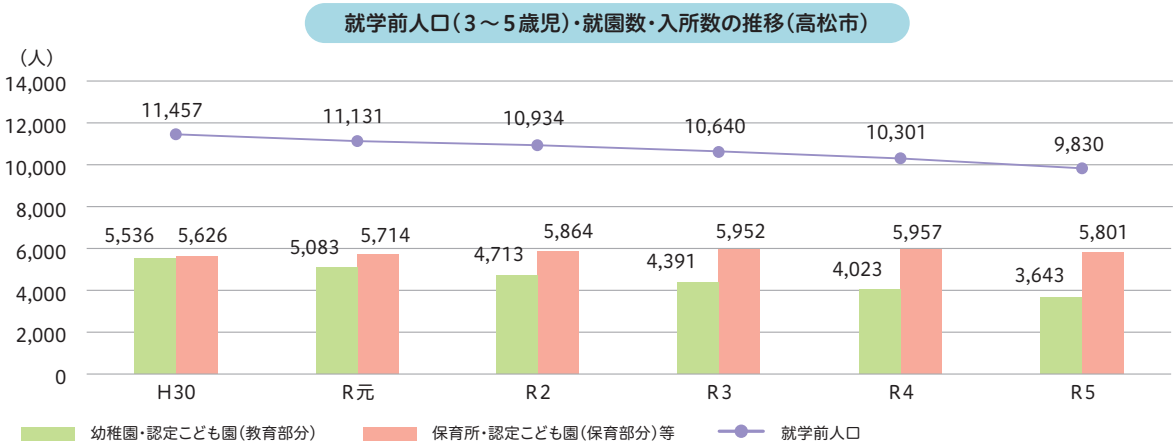

（高松市こども保育教育課）

(3)　子どもの状況

■学力の状況

令和5年度の本市の小学6年生の平均正答率は、国語において全国平均及び香川県平均を少し上回り、算数においては全国平均及び香川県平均とほぼ同等となっています。また、本市の中学3年生は、国語、数学、英語の全ての教科において、全国平均及び香川県平均を上回っており、数学においては全国平均を、英語においては香川県平均を大きく上回っている状況です。

小学6年生（香川県）

（全国の平均正答率を100として標準化した数値）

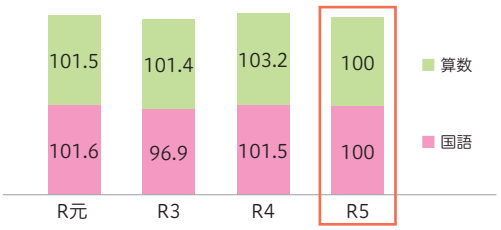

中学3年生（香川県）

（全国の平均正答率を100として標準化した数値）

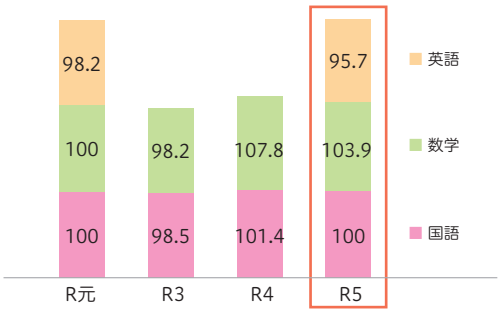

「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）　※R2は実施していないため、データなし。英語は3年に1度程度実施。

■非認知スキル（自己肯定感、自己有用感）の状況

令和5年度の香川県の全国学力・学習状況調査によると、「自分にはよいところがあると思いますか」の質問に対し、「当てはまる」と回答した本市の割合は、小学6年生は香川県平均及び全国平均を下回る結果となりました。中学3年生については、香川県平均と同等となりましたが、全国平均を下回っている状況です。また、「将来の夢や目標を持っていますか」の質問に対して、「当てはまる」と回答した本市の割合は、小学6年生は香川県平均を下回ったものの、全国平均を上回る結果となりました。中学3年生については、令和4年度よりも増加したものの、依然として、香川県平均及び全国平均を下回っている状況です。

自分には、よいところがあると思いますか

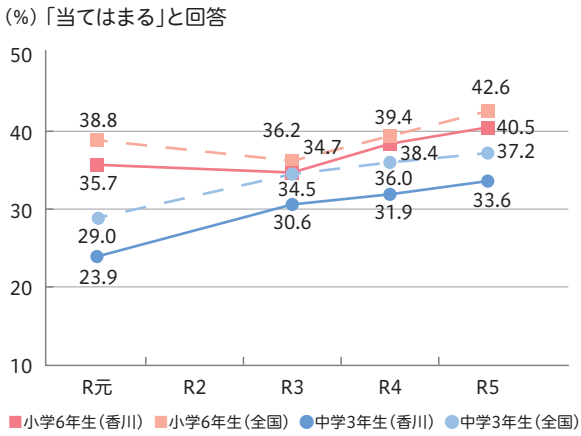

将来の夢や目標を持っていますか

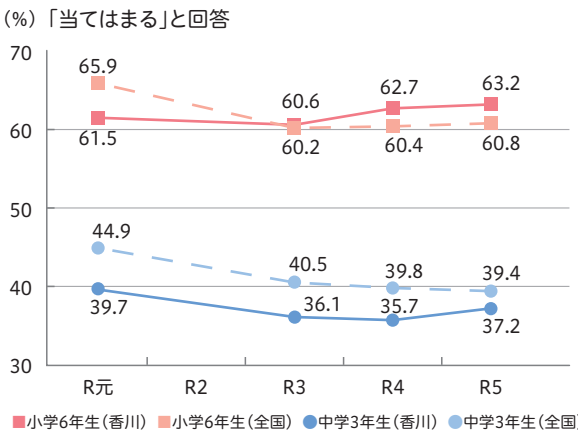

「令和5年度 全国学力・学習状況調査」（文部科学省）

■学校生活に対する意識

令和5年度の香川県の全国学力・学習状況調査によると、「学校に行くのは楽しいと思いますか」の質問に対して、肯定的回答の割合は、小学6年生は昨年度より増加し、全国平均も上回っています。中学3年生については、令和4年度より減少し、全国平均も下回っています。

本市の小学6年生・中学3年生は、いずれも香川県平均を下回る結果となっています。

学校に行くのは楽しいと思いますか

「当てはまる」＋「どちらかといえば、当てはまる」と回答

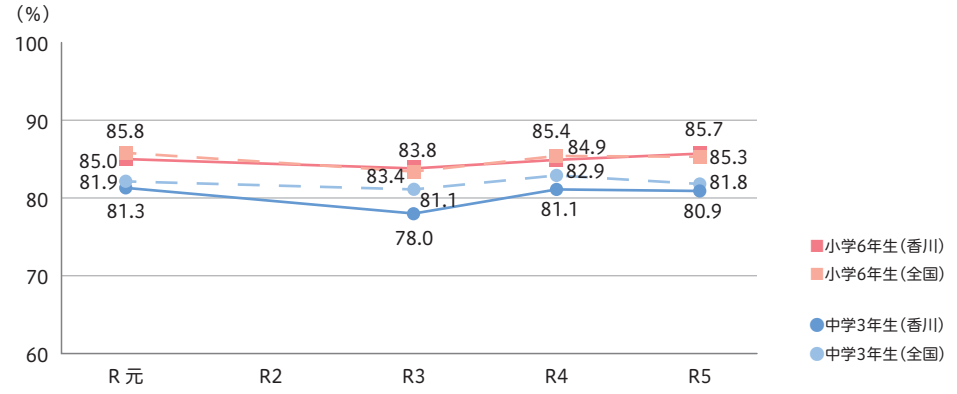

「令和5年度 全国学力・学習状況調査」(文部科学省)

■主体的・対話的で深い学びに関する状況

「5年生まで(1、2年生のとき)に受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか」の質問に対し、肯定的回答をした本市の割合は、小学6年生・中学3年生ともに、香川県平均及び全国平均を下回る状況となっています。

5年生までに受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか

「当てはまる」+「どちらかといえば、当てはまる」と回答

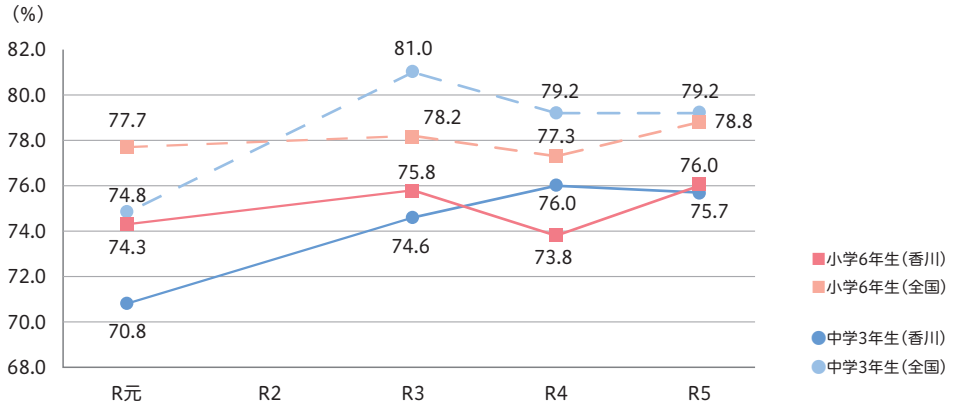

「令和5年度 全国学力・学習状況調査」(文部科学省)

■いじめ、不登校の状況

本市の児童生徒1,000人当たりのいじめ認知件数は、全国より低くなっています。認知件数については、いじめを積極的に認知し、早期発見・早期対応した結果、平成29年度以降、増加傾向にありますが、近年は高止まりしている状況です。

また、本市の不登校の子どもの割合は、小・中学校とも、全国より低いものの増加傾向にあります。

いじめの認知件数（1,000人当たり）【小・中学校】

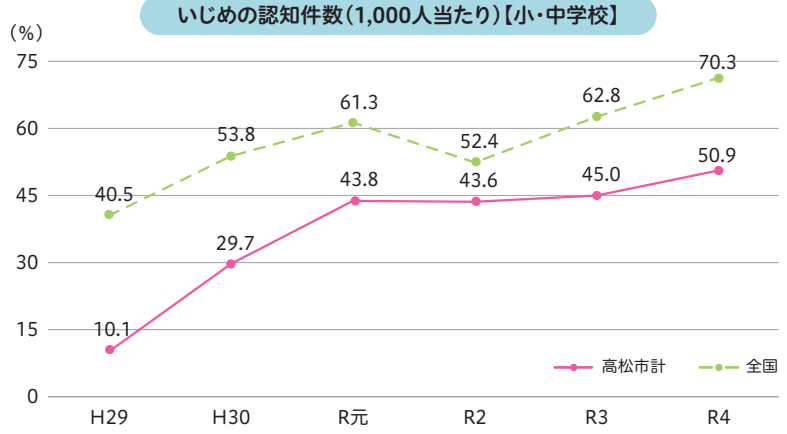

不登校児童数（1,000人当たり）【小学校】

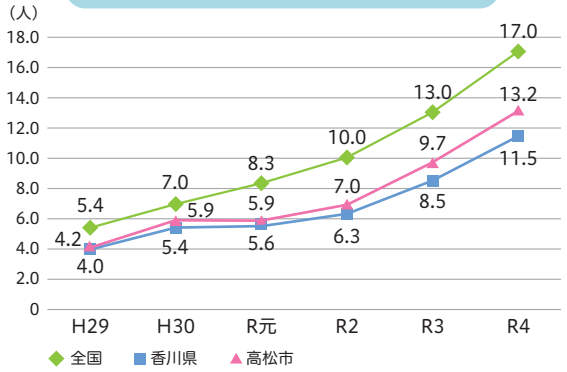

不登校児童数（1,000人当たり）【中学校】

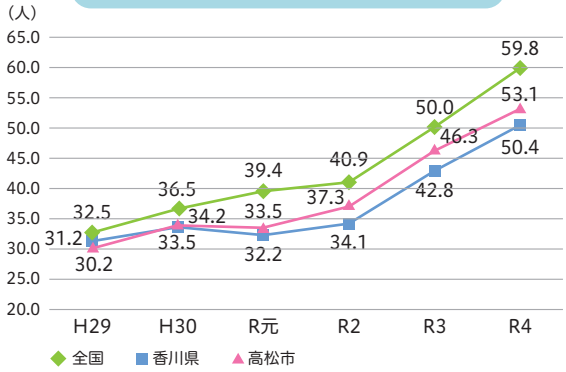

全国：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）／高松市：「問題行動・不登校等の月別状況調査」（香川県教育委員会）

■特別な支援が必要な児童生徒の状況

本市の特別支援学級数、特別支援学級在籍数は、ともに増加傾向となっており、特に、小学校の増加が顕著となっています。

特別支援学級数推移（高松市）

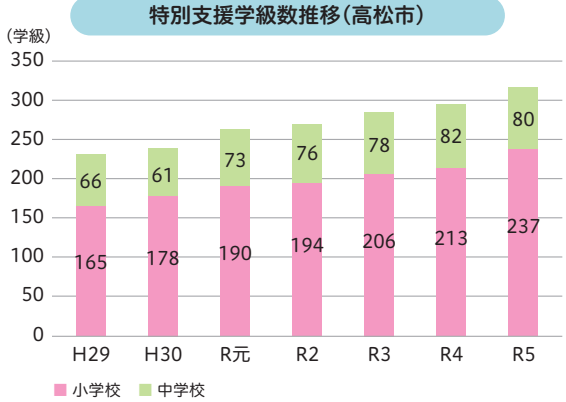

特別支援学級在籍数推移（高松市）

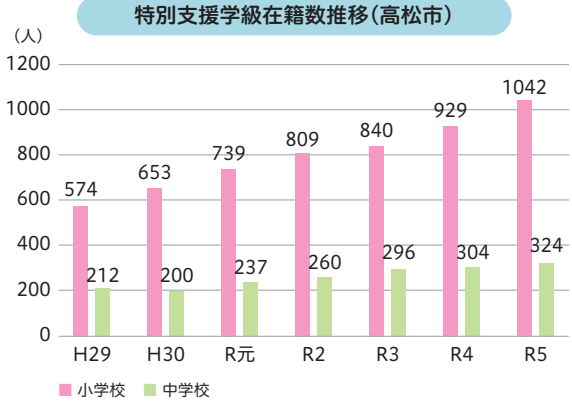

（高松市教育委員会総合教育センター）

■体力・運動能力の状況

令和3年度に続き、新型コロナウイルス感染症の影響がある中での実施となり、体力合計点は、全国や香川県と同様の低水準域でありましたが、男子は小・中学校共に令和3年度から上昇しており、活動制限が続く状況下での明るい兆しが見られました。

一方、女子は、小学校は僅かな下降でありましたが、中学校は過去最低点となりました。

全国平均との比較では、小学校は男女とも下回り、中学校は男女とも上回りました。また、県平均との比較では、小・中学校の男女全てで上回る結果となっています。

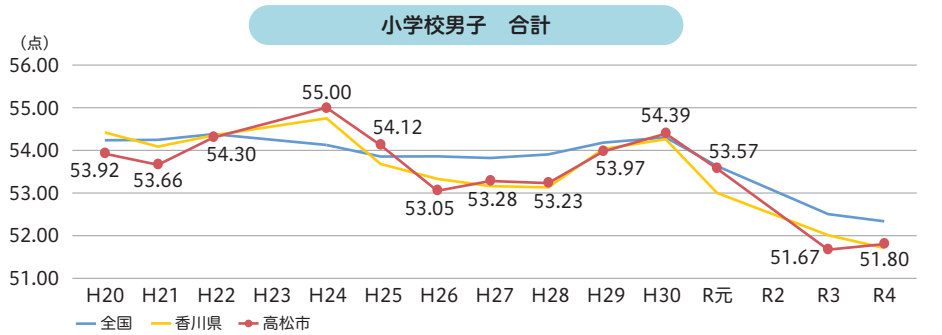

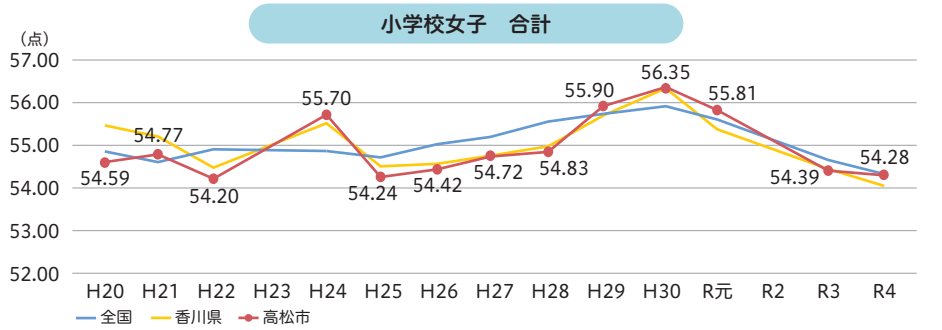

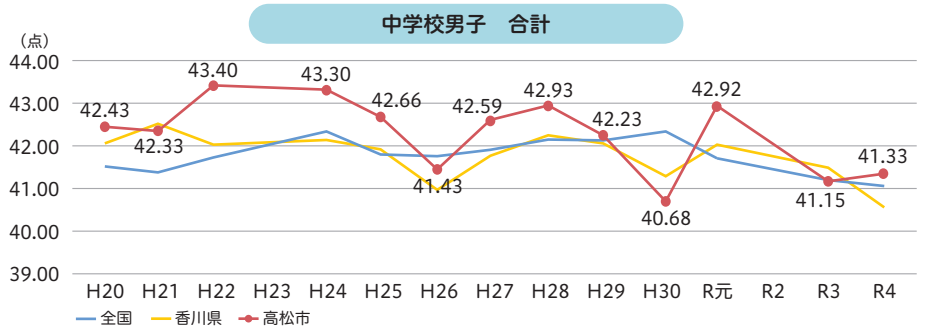

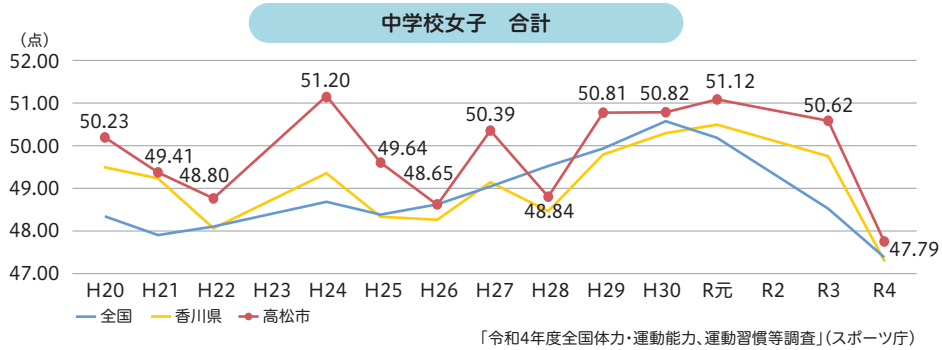

「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（スポーツ庁）

（4） 生涯学習の状況

■生涯学習の必要性

「あなたにとって、生涯学習は必要だと思いますか」の質問に対して、「必要である」「どちらかといえば必要である」を合わせると、約9割の人が「必要である」と回答しており、生涯学習の必要性に係る市民の意識は、かなり高いといえます。

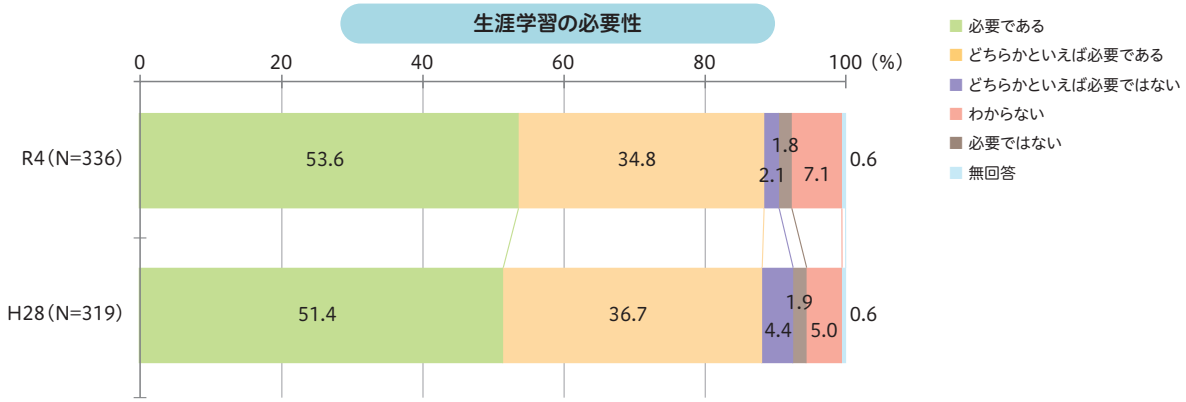

「令和４年度高松市生涯学習市民意識アンケート調査」（高松市教育委員会生涯学習課）

■生涯学習の経験

「あなたは、これまでに生涯学習をしたことがありますか」の質問に対して、「現在している」が35.1%で、前回調査から増加している一方で、「過去にしたことはあるが、現在していない」も31.5%と、前回調査より増加しています。

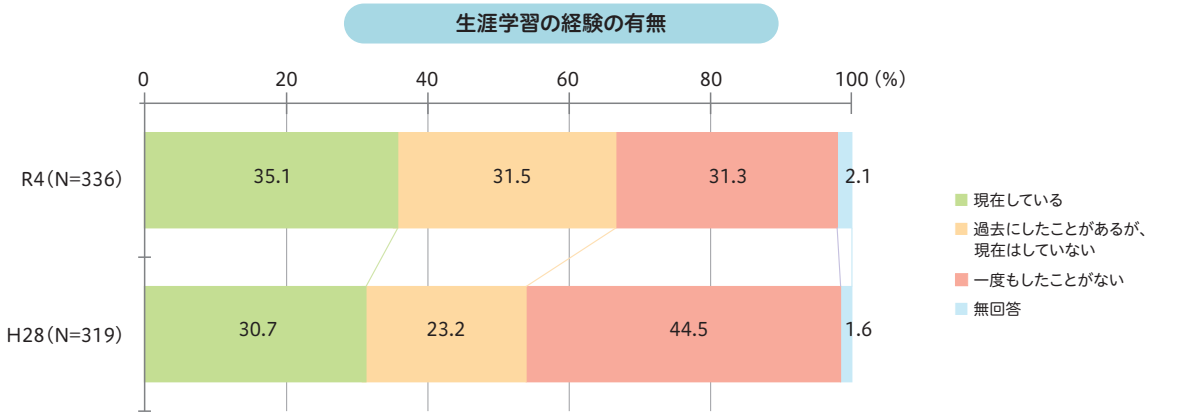

「令和４年度高松市生涯学習市民意識アンケート調査」（高松市教育委員会生涯学習課）

■今後の生涯学習

「生涯学習を通して、高松市や地域をより活性化させるために必要と感じることはなんですか」の質問に対して、「初めてでも参加しやすい環境づくり」(63.1%)が最も多くなりました。

また、「生涯学習を通して地域のリーダーや指導者を育成していくために必要な取組は何だと考えますか」の質問に対して、「まちづくり・地域づくり団体の情報を集め、広報することでリーダー育成・啓発を図る」が37.8%と最も多くなりました。

生涯学習を通して高松市や地域の活性化のために必要なこと(複数回答)

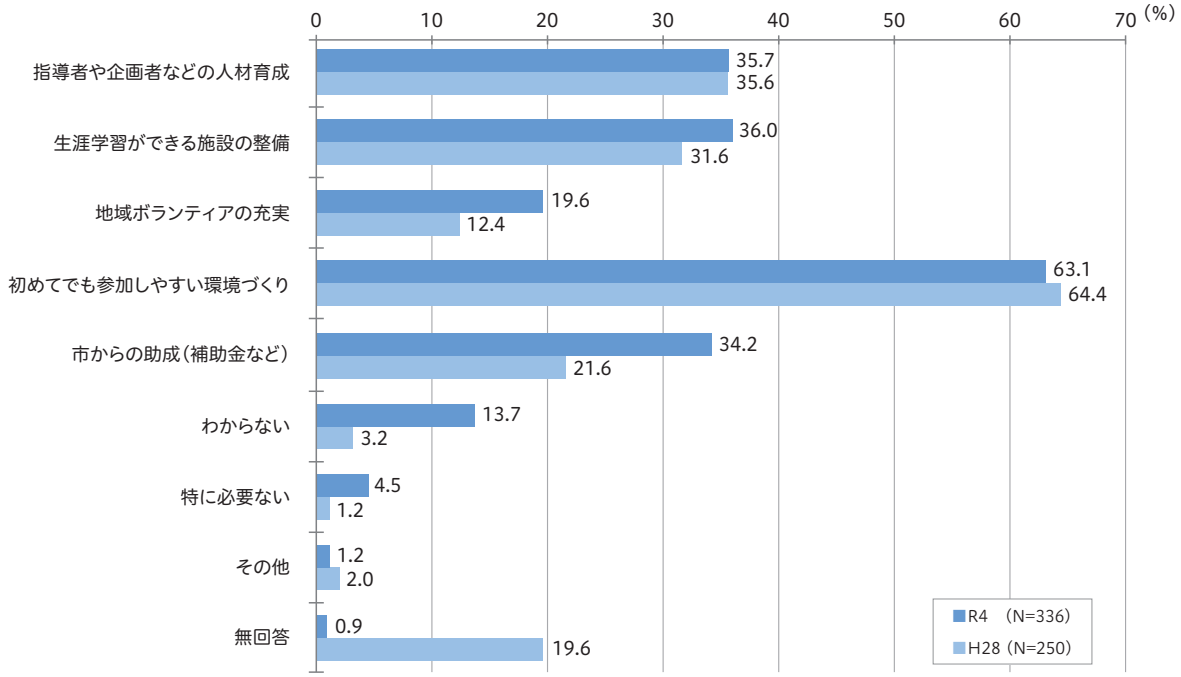

生涯学習を通して指導者を育成するために必要な取組(複数回答)

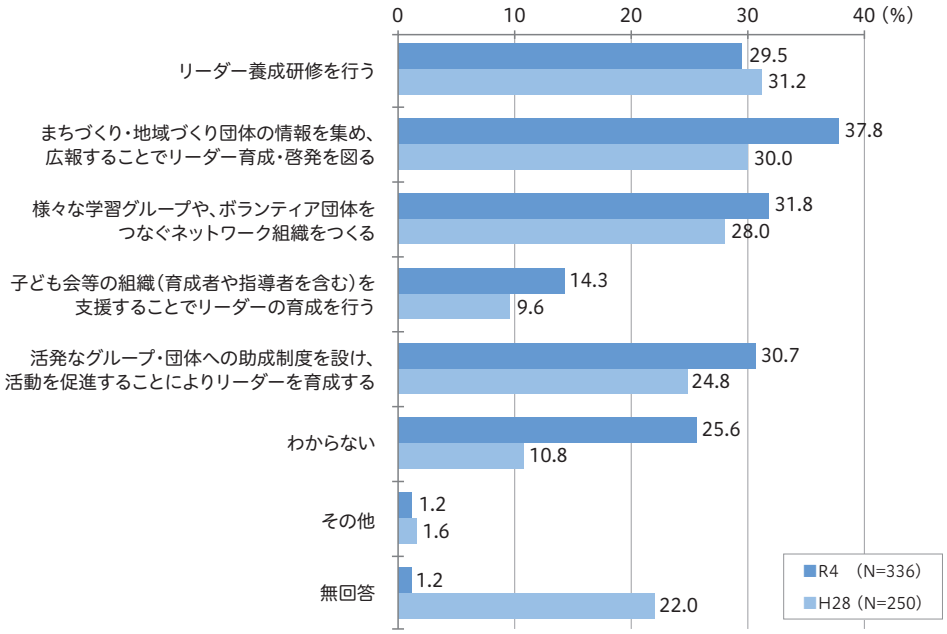

「令和4年度高松市生涯学習市民意識アンケート調査」(高松市教育委員会生涯学習課)

7. 基本理念

本市の教育の現状や課題を踏まえ、高松市総合計画の目指すべき都市像「人がつどい　未来に躍動する　世界都市・高松」の実現のため、「人を育み、多様な生き方が尊重されるまち」の考えの下、この計画の目指すべき基本理念を次のとおりとします。

高松を愛し　夢と志を持って
一人ひとりが輝く教育

人は、誰しも幼少期を過ごした「ふるさと」があり、様々な人と関わり合いながら生活しています。ふるさとの豊かな自然、歴史や文化、学校の先生や家族、地域に住む人々の思いや愛情に触れることで、他者の多様な生き方に気づき、自分の興味や関心を育んでいきます。そして、**「高松（ふるさと）への愛着や誇り」**は、自らの心のよりどころとなり、市民一人ひとりが幸せで、生涯を通じて心豊かで生きがいのある人生を送り、将来にわたり豊かな活力のある地域を築くための原動力になります。

技術革新の推進や人生100年時代の到来など、将来の予測が困難な時代をたくましく生きるためには、次世代を担う子どもたち一人ひとりが、自らの良さや可能性に気づき、個性を発揮し、**「夢と志を持って」**自己実現を目指すとともに、多様な人々と協働して様々な課題を乗り越え、困難な場面に立ち向かい、未来を切り拓いて（築いて）いくための基盤ともなる、**「一人ひとりが輝く」**教育の充実が必要となります。

これらのことから、「誰一人取り残さず一人ひとりが輝く教育」と「高松で育ち、高松で学び、高松で暮らして良かったと思える教育」を基本的な考え方として、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、学校と家庭・地域の連携・協働を大切にした教育を進めます。

誰一人取り残さず一人ひとりが輝く教育

子どもたちは、誰もが皆と共に学び、共に感動し、共に喜びを分かち合いたいという気持ちを持っています。学校や学級の中で、一人ひとりの存在や思いが大切にされるという環境を成立させることで、「共に学ぶ喜び」を全ての子どもに実感してもらえるよう、また、「一人ひとり全ての子どもたち」が必要な資質・能力を育成し、個性を生かす教育を推進します。

高松で育ち、高松で学び、高松で暮らして良かったと思える教育

子ども自身が地域や身の回りの課題を見つけ解決する体験を積み重ねること、地域で活躍する人の存在を知り、つながりを持つことが大切です。その経験から、ふるさとの良さを実感し、「自分がふるさとの未来を創っている」という地域の持続的な発展に、当事者として貢献しようとする心を培い、将来、地域の発展に資する人材の育成を目指します。

8. 基本目標

この計画の基本理念に基づき、次の４つを基本目標とし、計画を推進します。

基本目標

Ⅰ　生きる力を育む学校教育の充実

子どもたちの確かな学力と、豊かな心と体を育成するとともに、ふるさとの未来を支える教育の推進を図ります。

基本目標

Ⅱ　安全・安心で魅力ある教育環境の充実

子どもたちが、学校において、安全・安心に、健康的で、快適に学習・生活できる教育環境を整備するとともに、教員の資質向上と教育指導体制を充実させます。

基本目標

Ⅲ　家庭・地域とともに育む教育力の向上

学校・家庭・地域及び関係機関が連携し、地域ぐるみで子どもたちの健やかな成長を促す教育力を向上させます。

基本目標

Ⅳ　生涯にわたり心豊かに学べる環境づくり

生涯にわたって、生涯学習の意欲を高めるとともに、気軽に学習できる環境をつくります。

9. 施策体系

基本目標（4）	施策の基本方向（12）	具体的な施策の展開（36）
Ⅰ 生きる力を育む学校教育の充実	1 確かな学力と個性を伸ばす教育の推進	(1) 確かな学力の育成
		(2) 外国語教育の推進
		(3) ICTを活用した教育の推進
		(4) 高等学校教育の充実
		(5) 就学前教育の充実
	2 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	(1) 道徳教育の推進
		(2) 人権教育の推進
		(3) 読書活動の推進
		(4) 体力づくりと健康教育の推進
		(5) 食育の推進
		(6) 豊かな感性と情操の育成
	3 ふるさとの未来を支える教育の推進	(1) キャリア教育の推進
		(2) 主権者教育の推進
		(3) シビックプライドを育む教育の推進
		(4) グローバル人材の育成
		(5) 環境教育の推進
Ⅱ 安全・安心で魅力ある教育環境の充実	1 学校教育環境の整備・充実	(1) 学校教育施設の整備・充実
		(2) ICT環境の整備・充実
	2 多様な教育ニーズに対応した教育機能の充実	(1) 特別支援教育の推進
		(2) いじめや暴力の未然防止
		(3) 不登校児童生徒への支援
		(4) 小・中学校等の連携・接続の推進
		(5) 就学支援の推進
	3 教員の資質向上と教育指導体制の充実	(1) 教員の資質・能力の向上
		(2) 学校における働き方改革の推進
	4 安全で安心な教育環境の充実	(1) 子どもの安全対策の推進
		(2) 防災教育の推進
Ⅲ 家庭・地域とともに育む教育力の向上	1 家庭・地域の教育力の向上	(1) 家庭の教育力の向上
		(2) 地域の教育力の向上
	2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	(1) 地域とともにある学校づくりの推進
		(2) 学校を核とした地域づくりの推進
	3 青少年の健全育成の推進	(1) 青少年を健全に育む環境づくりの推進
		(2) 情報モラル教育の推進
Ⅳ 生涯にわたり心豊かに学べる環境づくり	1 多様な学習機会の充実	(1) 生涯学び活躍できる機会の提供
		(2) 新たな手法を活用した学びの推進
	2 生涯学習施設・機能の充実	(1) 学習施設・機能の充実

高松を愛し　夢と志を持って
一人ひとりが輝く教育

基本目標
Ⅰ

生きる力を育む学校教育の充実

確かな学力と個性を伸ばす教育の推進
豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
ふるさとの未来を支える教育の推進

基本目標
Ⅱ

安全・安心で魅力ある教育環境の充実

学校教育環境の整備・充実
多様な教育ニーズに対応した教育機能の充実
教員の資質向上と教育指導体制の充実
安全で安心な教育環境の充実

基本目標
Ⅲ

家庭・地域とともに育む教育力の向上

家庭・地域の教育力の向上
学校・家庭・地域の連携・協働の推進
青少年の健全育成の推進

基本目標
Ⅳ

生涯にわたり心豊かに学べる環境づくり

多様な学習機会の充実
生涯学習施設・機能の充実

誰一人取り残さず一人ひとりが輝く教育

高松で育ち、高松で学び、高松で暮らして良かったと思える教育

※道標の役割を持つ赤灯台（高松市教育振興基本計画）が、
未来の高松市の教育（目標・ビジョン）を照らし出しているイメージ。

各　論

生きる力を育む学校教育の充実

施策の基本方向 1　確かな学力と個性を伸ばす教育の推進

● 目標・方向性

幼児教育、義務教育、高等学校教育の各段階を通して、知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成を着実に進めます。そのためにICTを効果的に活用しながら、多様な子どもたちを誰一人取り残さない「個別最適な学び」と、個性を生かす「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。

また、グローバル社会で活躍する人材を育てるために、英語を中心とした外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を着実に育成します。

● 現状と課題

近年の全国学力・学習状況調査の結果を見ると、小学６年生、中学３年生ともに全国の平均正答率を上回り、おおむね良好な状態ですが、将来の予測が困難なVUCA（変動性・不確実性・複雑性・曖昧性）と言われる時代を生きる人材を育てるためには、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、思考力・判断力・表現力等の育成や学習意欲の向上、多様な人間関係を築いていく力や学習習慣を形成する必要があります。

グローバル化が進む中で、国際共通語である英語力の向上は重要です。小学3・4年生では外国語活動の、5・6年生では教科としての外国語の授業を実施し、英語でのコミュニケーションの基礎を育てています。中学校では、英語による日常会話や簡単な情報交換ができる基礎的なコミュニケーション能力を育成しています。さらに、高等学校では、外国語による実践的なコミュニケーション能力の育成を図っています。このように校種間の連携・接続を意識して、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の４技能をバランスよく育成することが必要です。

また、GIGAスクール構想により一人一台端末が全ての学校に整備され、児童生徒がいつでも自分の端末を利用することができます。ICTを日常的に活用することで、個々の学習進度に合わせて、学び直しや発展的な学習を行う「個別最適な学び」が可能となります。併せて、ICTの活用により、異学年や他校の児童生徒、地域の方々や多様な専門家とつながり、共に学ぶ「協働的な学び」も進めていく必要があります。

令和３年度から国の学習者用デジタル教科書の実証事業にモデル校が参加し、令和４・５年度は全小・中学校がデジタル教科書の実証事業に参加しています。

● 指標

項　目	現況値（令和4年度）	目標値（令和9年度）	目標値（令和13年度）
学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合	小学5年生 77.4%	小学5年生 79.0%	小学5年生 80.0%
	中学2年生 75.5%	中学2年生 77.0%	中学2年生 78.0%
授業において、一人一台端末などのＩＣＴ機器を週３回以上活用している児童生徒の割合	小学6年生 39.3%	小学6年生 100%	小学6年生 100%
	中学3年生 24.3%	中学3年生 100%	中学3年生 100%

● 施策内容（主な取組）

（1） 確かな学力の育成

■児童生徒が学習する内容と実生活・実社会を結び付け、実感を伴って理解することができるように、関心を持って主体的に学べる教材開発や課題設定を行い、学ぶ楽しさや達成感を味わうことができる授業づくりを目指します。

■ユニバーサルデザインの視点を取り入れた、誰もが分かる授業の創造を推進するとともに、各学校のICT環境を活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善と、誰一人取り残すことのない、個別最適な学びと協働的な学びの一体化を目指します。

■言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力など、新しい時代に求められる資質・能力の育成に向け、学習指導要領が示す主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進、カリキュラム・マネジメント等の趣旨が各学校で理解され実施されるよう、教育委員会が各学校を指導します。

■AI型ドリル等を活用し、児童生徒一人ひとりの学習状況に応じた学習の推進を図ります。

■小・中学校等の校種間及び学校と社会との連携・接続を図りつつ、各学校段階に応じて、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の確かな学力の育成を図ります。

■学校生活支援員の活用等により、課題を抱えている児童生徒の心の安定を図り、落ち着いて授業に参加できるよう、学習支援を行うなど、学習内容の定着を図ります。

（2） 外国語教育の推進

■小学3・4年生では、音声や基本的な表現に慣れ親しみ、5・6年生では「読むこと」「書くこと」を含めた言葉の仕組みなどの体系的な学習を推進します。

■中学校では、英語による日常会話や簡単な情報交換ができる基礎的なコミュニケーション能力を育てます。さらに、授業は基本的に英語で行い、生徒が英語で発言し合い、共に学習できることを目指します。

■電子黒板や一人一台端末などのICTを効果的に活用し、子どもの発達段階に応じた指導を行います。

■音声を繰り返し再生できるデジタル教科書を、授業や家庭学習において効果的に使用することで、英語の正しい発音の習得を促すなど英語教育の充実を図ります。

■外国語指導助手（ALT）や英語指導補助員を効果的に活用したティームティーチングの実施に努めます。

■中学校在学中に外部検定試験の受検を目指すなど、英語学習に目標を持ち、意欲的に取り組む生徒の育成を目指します。

（3）　ICTを活用した教育の推進

■一人一台端末等のICT環境を、授業だけではなく、端末の持ち帰りによる家庭学習でも活用し、ICTの活用の日常化を図る中で、児童生徒の情報活用能力の育成に努めます。

■ICTを活用した個別最適な学びと、協働的な学びの充実に向け、教員研修や授業実践事例の共有、ICT支援員の配置など、支援体制を充実し、教員のICTを活用した指導力の向上を図ります。

■学習者用デジタル教科書について、国の実証事業の効果や課題を検証するとともに、学校現場の利用状況やニーズを把握し、効果的な活用方法について検討します。

■プログラミング教育について、関係機関と連携し、プログラミングコンテストを開催するほか、教員研修を実施し、教員のプログラミング教育に係る指導力の向上を図ります。

（4）　高等学校教育の充実

■主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）に取り組み、確かな学力とともに協働性やコミュニケーション能力の向上を図ることにより、知識及び技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性などを育成します。

■専門深化型、教科横断型の探究活動を通して、各教科で身につけた知識、技能を活用し、物事を多角的に捉える力、思考力、判断力等を育成します。

■一人一台端末を効果的に活用し、情報活用能力の育成と学習活動の充実を図り、個別最適な学びや協働的な学びを推進します。

■各種研究会・大会等に参加し、習得した知識・技能などを授業に生かすことで、授業改善を図ります。

■シラバス（授業計画）を作成し、学習目標や学習内容、観点別評価の方法や基準を明示し、計画的、体系的な指導と評価を行います。また、生徒からの授業評価などを活用し、授業改善につなげます。

（5）　就学前教育の充実

■「高松っ子いきいきプラン改訂版」に基づき、幼児の発達や興味・関心等を踏まえながら、一人ひとりの育ちを見通した質の高い教育・保育の提供に努めます。

■基本的な生活習慣の形成を図るとともに、思考力や表現力を育むほか、協働する経験など、小学校以降の生活や学習の基盤につながる教育内容の充実を図ります。また、同年齢・異年齢児、地域の人等、様々な人と触れ合う活動を通して、自尊感情や他人を思いやる心などの非認知スキルの育成に努めます。

■芸術士派遣事業、スポーツ士派遣事業を実施し、豊かな感性や探究心、運動に親しむ態度を育み、豊かな心と体を育む特色ある就学前教育を推進します。

■子育てに関する相談や情報提供を積極的に行うとともに、一時預かり事業や地域に開かれた幼稚園づくりを推進し、地域と連携した子育て支援の充実を図ります。

施策の基本方向 2 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

● 目標・方向性

学校教育活動全体を通じて、子どもたちの豊かな情操や道徳心、他者への思いやり、社会性などを育み、多様な人々と協働しながら、豊かな人生を切り拓くための資質・能力の基盤を育てます。

また、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を育成するとともに、学校保健や食育の推進等により、基本的な生活習慣を確立します。

● 現状と課題

近年の全国学力・学習状況調査の結果から、本市の児童生徒の規範意識やいじめに対する正しい認識は、全国平均と比べて、高い結果となっています。これは、各学校で取り組んでいる「強めよう絆」月間の取組や、人権感覚を豊かにする学習活動が成果を上げているものと考えられますが、一方で、自己肯定感や将来の夢・希望については、肯定的に回答した児童生徒の割合は全国平均と比べて低く、自分に自信が持てない子どもが見られます。児童生徒を取り巻く社会の状況が大きく変化する中、自分も他の人も尊重する心を育てることや、多様性を認め、様々な人権課題を自分のこととして捉え、ともに解決に向かう子どもを育てることが求められています。

また、部活動については、少子化による部員数の減少や指導者不足などから、学校単位での活動が困難となってきており、国が示した休日の部活動の地域移行において、地域の実情に応じた持続可能な部活動の環境整備に努める必要があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活習慣等が変化し、運動の機会が大幅に減少したことも影響し、児童生徒の体力低下が課題となっています。本市においても、運動習慣の定着を促すとともに、学校内における感染症対策に配慮し、児童生徒の体力づくりと健康増進に努める必要があります。

また、学校給食においては、バランスの取れた食事を提供し、健康の増進を図るとともに、発達段階に応じた切れ目のない食育を推進する必要があります。

● 指標

項　目	現況値（令和4年度）	目標値（令和9年度）	目標値（令和13年度）
人の気持ちが分かる人間になりたいと思う児童生徒の割合	小学5年生 94.0%	小学5年生 94.5%	小学5年生 95.0%
	中学2年生 93.6%	中学2年生 94.0%	中学2年生 94.5%
児童が体育の授業以外で運動する時間（1日当たり）	小学5年生 60分/日	小学5年生 65分/日	小学5年生 70分/日

● 施策内容（主な取組）

（1） 道徳教育の推進

■道徳教育は、各学校が作成した年間計画をもとに、道徳科を中心にした各教科や総合的な学習の時間及び特別活動等、学校の教育活動全体を通じて行います。

■全ての授業において、児童生徒が広い視野から物事を多角的に見つめ「考え、議論する」ことを通して、自己の生き方を見つめ、自立した人間として他者とともにより良く生きるための基盤を養います。

■道徳科の授業を積極的に公開することで、家庭や地域との共通理解を深め、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの道徳性を高める実践を推進します。

（2） 人権教育の推進

■学校・家庭・地域が連携して人権に関する知的理解と、人権感覚が養われるよう、関係部局と連携し「スマイルフェスティバルinたかまつ」などの開催や家庭教育に関する保護者の学習機会等の充実に取り組みます。

■教職員の資質と指導力、人権尊重意識の向上を図るため、人権に関する知的理解と人権感覚を身に付けられるよう、一人ひとりに寄り添った人権尊重の視点に立った授業実践、研修会などの開催や支援に取り組みます。

■社会情勢の変化に伴う人権課題に対応した取組を充実するため、人権に関する指導資料等の活用を推進し、障がい者や高齢者、外国人、LGBT（性的少数者）、ハンセン病回復者などの人権課題について学ぶ機会を設け、多様性を尊重した教育に取り組むことで、差別解消への実践力や行動力を育成します。

（3）　読書活動の推進

■学校図書館指導員を活用し、読書意欲を高める図書のレイアウトなどの環境づくりを行います。また、授業で活用する資料や本を提示するなど、子どもたちの読書活動や学習を支援します。

■主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすために、学校図書館の計画的な活用を推進します。

■学校図書館が持つ、学習活動の支援や授業内容を豊かにする「学習センター機能」、情報の収集・選択・活用能力を育成する「情報センター機能」、読書活動や読書指導の場となるための「読書センター機能」という３つの機能・役割の強化に向け、蔵書整備や新聞などの資料の充実を図ります。

■保護者やボランティアによる読み聞かせ活動を推進します。

■「高松市子ども読書活動推進計画」を踏まえ、子どもの読書活動を発達段階に応じて推進します。

（4）　体力づくりと健康教育の推進

■児童生徒が充実感や達成感を味わうことのできる体育授業を目指し、各学校が作成する体力向上に係る計画（体力向上プラン）を推進するとともに、子どもが生涯にわたって積極的に運動に親しむ習慣づくりと意欲の向上を図ります。

■中学校の運動部活動においては、少子化による部員数の減少等、諸課題について、休日の地域移行のモデル事業等での検証内容を踏まえ、関係部局と連携し、地域の実情に応じて、地域人材の活用を積極的に行い、段階的な部活動の地域移行及び部活動の更なる充実と教員の業務負担軽減に努めます。

■小学4年生及び中学1年生の抽出者を対象に、小児生活習慣病予防検診を実施し、健康状態を把握するとともに、検診結果が「要指導」「要受診」の児童生徒・保護者に対し、個別指導を行うなど、小児生活習慣病の予防に努めます。

■薬物乱用防止教室及び喫煙防止教室等を学校医、学校薬剤師や警察と連携して実施し、健康教育の充実に努めます。

■インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等に対応できるよう、欠席状況や子どもたちの健康観察などの保健管理を行うとともに、手洗いや咳エチケットなどを心掛け、感染症対策の基本を身に付ける予防教育を推進します。

■児童生徒のがん教育を含めた、健康教育への理解を深めるとともに、教員の指導力を高めるため、各種健康教育研修会の充実に取り組みます。

■自殺の未然防止に向けて、メンタルヘルスリテラシー教育や、安心して児童生徒がSOSを出すことのできる教育を推進するとともに、SOSを受け止める教職員のスキルを向上させる研修等の充実を図り、また、学期ごとに実施しているアンケートや多様な相談窓口を活用しながら、自殺リスクの傾向が見られる児童生徒の早期発見、早期支援に努めます。

（5） 食育の推進

■児童生徒の心身の健全な発達のため、多様な食材を適切に組み合わせることにより、高松市学校給食摂取基準に基づいた、栄養素をバランスよく摂取できる給食を提供します。
■食材のチェックや衛生管理の徹底、食物アレルギー対応等に配慮した調理で、安全で安心な給食の提供に取り組みます。
■学校・園の教育計画に「食に関する指導の全体計画」を位置付け、各学校で作成する「食に関する指導計画」を基に、栄養教諭・学校栄養職員と教職員が連携し、学校教育全体での指導の充実を図ります。
■関係部署等と連携し、学校給食における地産地消を推進するとともに、旬の食材、郷土食や行事食を取り入れ、児童生徒が地域の食文化や産業への理解を深める食育を推進します。

（6） 豊かな感性と情操の育成

■高松市教育文化祭を開催し、児童生徒が文化活動の成果を発表する機会の提供に努めるとともに、中学校の文化部活動の活性化を図ります。
■人と動物とが触れ合う体験や命の大切さを学ぶ講演等を通して、命を大切にする心や感受性豊かな心を育む機会を提供します。
■こども未来館で実施する科学実験やプラネタリウム学習を活用することで、学校ではできない体験を通し、子どもの夢や想像力を育みます。
■こども園・幼稚園では、芸術士派遣事業等を実施し、豊かな感性を育む特色ある就学前教育を推進します。
■小学校では、全ての6年生を対象とした舞台劇の鑑賞等を通して、児童生徒の豊かな情操を涵養できるよう、文化芸術鑑賞の機会を提供します。
■中学校では、五色台少年自然センターや屋島少年自然の家の自然活動を通して、自然に親しみ、自然への畏敬の念を深めます。

施策の基本方向 3 ふるさとの未来を支える教育の推進

● 目標・方向性

将来、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方や働き方を実現できるよう、ふるさと高松の伝統や文化、自然などについて学ぶことで育んだ価値観を人生の揺るぎない礎として、高松の未来を支える人材を育成します。そして、主体的に地域社会の形成に参画し、伝統や文化の継承・発展、環境の保全などに寄与する人材を育成します。

● 現状と課題

急速な技術革新と、グローバル化や少子・超高齢化の進展により、将来の予測が困難な時代の中、子どもたちはふるさと高松で、多くの人たちに見守られ支えられながら成長していきます。

しかし、近年の全国学力・学習状況調査の質問紙調査では、「地域のために何をすべきかを考えていますか」という質問について、肯定的に回答した児童生徒の割合が、全国平均を下回る結果となっています。

また、成年年齢や選挙権年齢の引き下げに伴い、社会の一員として主体的に考えて行動する力の育成がますます重要となっていますが、自己肯定感が低く、将来の夢や希望を十分に描くことのできない児童生徒が依然として多くいるのも現状です。

ふるさとについて学ぶことは、ふるさとに対する愛着を育むだけではなく、「自分がふるさとの未来を創っていく」という自負や誇りにつながり、さらに、子どもの自信や夢を思い描く力の育成へとつながっていきます。また、本市が、脱炭素社会を実現する目標年度として設定している2050年は、現在の小・中学生が社会の中心的な存在として活躍している時代であり、身近な地域の課題から発展し、持続可能な未来の社会を形成していくためにも、ふるさとについて深く学び、地域の課題について考えることが求められます。

● 指標

項　目	現況値（令和4年度）	目標値（令和9年度）	目標値（令和13年度）
投票することに前向きな生徒の割合	高校2年生 79.6%	高校2年生 81.0%	高校2年生 82.0%
今住んでいる地域について関心がある児童生徒の割合	小学5年生 65.5%	小学5年生 67.0%	小学5年生 68.0%
	中学2年生 42.0%	中学2年生 43.0%	中学2年生 44.0%

● 施策内容（主な取組）

（1） キャリア教育の推進

■校種間・学年間の連携を図り、児童生徒一人ひとりのキャリア形成に関する学習や活動内容等について一貫した指導を推進します。

■児童生徒が活動を記録し蓄積する「キャリア・パスポート」を活用し、自己の将来を見通しながら、社会の中で役割を果たし、自分らしい生き方の実現を目指します。

■現在の学習と実社会とのつながりを意識し、夢や希望、目標を持って学ぶことができるよう、保護者や地元企業などの協力を得て、発達段階に応じて、地域の職業調べのほか、ものづくりなどの体験活動、職場見学、職場体験学習等の充実を図ります。

（2） 主権者教育の推進

■社会科の学習では政治、選挙、租税の仕組みを学び、家庭科の学習では消費者教育、金融教育等を発達段階に応じて学ぶことで、児童生徒が将来、自立した生活を送る力を育みます。

■学級活動や児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事等の特別活動を中心に、児童生徒が課題解決に向けて話し合い、ルール作りなどを行う自治的活動を通じて、こども基本法の基本理念を踏まえ、社会の一員として地域の問題解決に向けて主体的に行動する力を養います。

■高松第一高等学校では、模擬選挙を体験することで選挙の意義を理解し、選挙に対する意識を高めます。

■高松第一高等学校では、高松市議会議員との意見交換会を開催することにより、主体的に社会の形成に参画する意識を高めます。

（3） シビックプライドを育む教育の推進

■コミュニティ・スクールの仕組みを生かし、学校と地域が一体となって、生活科、総合的な学習の時間等において、地域の環境・歴史・文化・観光・産業等について、地元の人材や企業等と連携して体験的な学習に取り組みます。

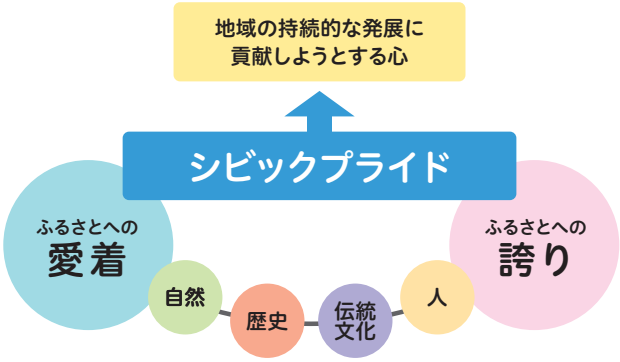

■高松プライドプロジェクトでは、自分の学校や地域の良さについて情報交換や意見交換等をすることで、高松市の良さに気づき、社会の形成に参画していこうとするシビックプライドの醸成を図ります。

■アートや自然、歴史や伝統、食、防災の視点から、高松の魅力をまとめた地図を作成し、各学校の校外学習等で活用します。

■地域の歴史、文学等に触れ、学び楽しむ機会を増やし、豊かに学習できるよう、サンクリスタル学習を活用し、児童生徒のふるさとに対する愛着を育みます。

■ICTを活用して、高松の良さを国内外へ発信することで、地域社会の当事者としての意識の醸成を図ります。

（4） グローバル人材の育成

■各教科等や総合的な学習の時間における教科等横断的な学習や探究的な学習などの充実に努め、STEAM教育の基礎を培います。

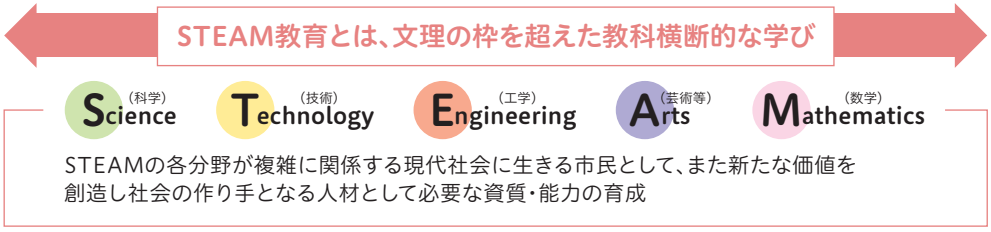

■スーパーサイエンスハイスクール（SSH）の研究成果を生かし、問題発見能力や問題解決能力を高め、課題研究など先進的なSTEAM教育を実施し、科学技術系人材を育成するとともに、これからの社会で求められているグローバル人材を育成します。

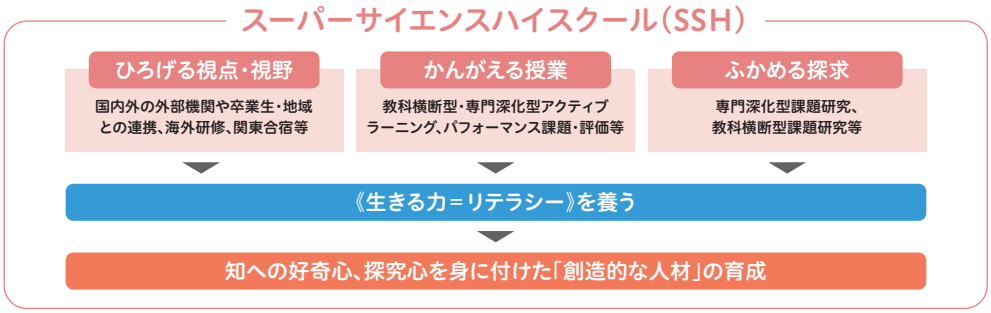

■高松第一高等学校では、国際文科コースにおいて、外国人講師による英語での授業、課外授業（CBI）及び海外語学研修を通してグローバル社会で活躍する人材を育成します。

■海外研修における、ホームステイや現地学校との交流、また、国内研修における、大学や研究機関での講義の受講や実習を通して、国際的な視野を持った人材を育成します。

■姉妹都市や友好都市との国際交流事業による、英語教師の招へいや親善研修生（高校生）の受け入れを通して、語学力の向上や異文化に対する理解を深めるなど国際社会で活躍できる人材を育成します。

■児童生徒が興味を持って英語に触れたり、ふるさとの良さに気づいたりすることができるよう、外国語指導助手（ALT）の視点から見た身近な高松の読み物教材の発信や、子ども会と共催で作製した「高松わくわくかるた」の英語版を活用するなど、国際的な視点を踏まえた地域への愛着を育みます。

（5）　環境教育の推進

■総合的な学習の時間における、子どもの体験活動の充実を図るための支援を行い、環境教育を推進します。

■各学校がゼロカーボンの視点から、食品ロス削減のために残菜を減らす取組やプラスチックごみ削減を目指す取組などを広げ、脱炭素型社会の実現に向けて、主体的に行動できる人材を育成します。

■持続可能な開発目標の視点から社会の諸問題を考える学習を進めるとともに、SDGsの理念や役割について子どもたちが考える機会の提供に努めます。

施策の基本方向 1 学校教育環境の整備・充実

● 目標・方向性

学校教育施設については、計画的に長寿命化を図ることにより、良好な教育環境が維持され、全ての子どもたちが、安全・安心で快適な学校生活を送れるよう、教育環境の整備・充実に取り組み、合わせて、安全で安心な給食が提供できるよう、老朽化した学校給食調理場の計画的かつ効果的な整備を行います。

また、児童生徒の情報活用能力の育成を図るとともに、個別最適な学びと協働的な学びを推進するため、ICT環境の計画的な整備・充実に取り組みます。

● 現状と課題

本市では、建築後30年以上を経過した小・中学校施設が全体の８割を超え、施設の老朽化が進行しています。今後、一斉に大規模改修や更新の時期を迎える中、計画的に老朽化対策を実施するとともに、安全・安心で快適な教育環境を整える必要があります。

自然との共生、環境負荷の軽減や環境・エネルギー教育の観点から、環境に配慮した学校づくりが求められています。

また、インクルーシブな教育環境の整備及び災害時の避難所としての利用等の観点から、学校施設のバリアフリー化が求められており、障がい等の有無にかかわらず、安全かつ円滑に学校生活を送ることができ、合わせて、避難所として誰もが支障なく利用できる学校施設の整備が必要です。

学校給食調理場は、老朽化が進行している中、今後においても、安全で安心な学校給食の提供を行うため、施設の老朽度や緊急性、今後の児童生徒の推移などを踏まえながら、各調理場の統合（センター化）を含めた、効率的かつ効果的な整備が求められています。

国のGIGAスクール構想を受け、令和２年度末に、児童生徒の一人一台端末やネットワーク環境などの整備が完了しました。今後、整備されたICT環境を授業だけではなく、一人一台端末の持ち帰りによる家庭学習でも積極的に活用していくことが必要です。

● 指標

項　目	現況値（令和4年度）	目標値（令和9年度）	目標値（令和13年度）
学校教育施設の老朽化対策進捗率	―	50.0%（95件）	100%（190件）
電子黒板の整備率	62.7%	100%	100%

● 施策内容（主な取組）

（1） 学校教育施設の整備・充実

■良好な教育環境を維持するため、高松市学校施設長寿命化計画に基づき、計画的かつ効果的な施設整備に取り組みます。

■新型コロナウイルス感染症などの感染症流行下において、学校教育活動を継続できる環境を維持するため、効果的な換気対策を行うなど、感染症対策の徹底に努めます。

■災害時には避難所の役割を担う小・中学校施設については、体育館に空調設備の設置を検討するなど、教育環境の向上と合わせ、防災機能の強化に努めます。

■施設への積極的な木材利用や、太陽光発電設備の設置、LED照明を始めとした高効率な設備機器の採用や、雨水等の利用、節水型トイレの導入など、脱炭素化や環境保全に配慮した学校づくりに努めます。

■障がいのある児童生徒や教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができ、障がい等の有無にかかわらず誰もがともに学ぶことができるように、インクルーシブな教育環境整備の観点から、段差の解消やエレベーターの設置等により、施設のバリアフリー化等に努めます。

■高松市学校給食調理場整備計画に基づき、老朽化した調理場の計画的な整備に取り組むとともに、「香南・香川」及び「牟礼・庵治」の学校給食共同調理場の統合整備（センター化）に併せて、近隣エリア（「南部エリア」、「東部エリア」）の既存の調理場や受配対象校を取り入れた、効率的・効果的な施設整備に取り組みます。

（2） ICT環境の整備・充実

■一人一台端末や電子黒板等のICT環境の適正な維持・管理及び高松市ICT教育推進計画に基づいた計画的な整備・更新を行うことで、ICTを活用した教育の充実に努めます。

■一人一台端末環境や、高松市教育情報ネットワークシステム（TENS）、統合型校務支援システム等を活用し、教員の業務負担軽減及び校務の効率化を図ります。

施策の基本方向 2 多様な教育ニーズに対応した教育機能の充実

● 目標・方向性

いじめや不登校への対応、特別な教育的支援など、多様な教育ニーズに応えるためにも、子どもたち一人ひとりの状況を把握し、個の能力を高める適切な指導及び支援を行います。

また、特に配慮の必要な子どもや家庭に対し、教育相談や個別の支援を行い、安全・安心に学べる教育環境の充実を図ります。

● 現状と課題

目まぐるしい社会情勢の変化も影響し、全国的に複雑・多様な事情を抱える子どもが増えています。いじめの発生件数、不登校や特別な教育的支援が必要な児童生徒数が増加しており、本市においても多様な教育ニーズに対応することが求められています。

また、児童虐待やヤングケアラー、貧困など、学びたくても学ぶことができないという状況も発生しています。経済的理由で就学が困難な子どもについては、その保護者を対象として、就学援助費の支給など、教育費の負担軽減を図っています。

このような状況の中で、全ての子どもが安心して、主体的に学べる環境をつくり、成長を促していくためには、ニーズを把握し、個に応じた指導・支援を行うこと、共生社会の形成に向けた更なるインクルーシブ教育システムの構築を図ることが求められています。

また、育ちや学びの連続性を考慮しつつ、幼児期から小学校生活への円滑な接続や、小・中学校間の積極的な交流など、校種間の連携の充実を図る必要があります。

● 指標

項　目	現況値（令和4年度）	目標値（令和9年度）	目標値（令和13年度）
授業において、個別の配慮が必要な児童生徒に対して特性に応じた指導を行っている学校の割合	小学校 95.7%	小学校 100%	小学校 100%
	中学校 95.6%	中学校 100%	中学校 100%
90日以上欠席している不登校児童生徒のうち、専門家又は専門機関等で相談・指導を受けている児童生徒の割合	小学生 75.9%	小学生 80.0%	小学生 85.0%
	中学生 69.4%	中学生 75.0%	中学生 80.0%

● 施策内容（主な取組）

（1） 特別支援教育の推進

■障がいの特性等に関する理解、ICTの活用による指導方法の工夫など、特別支援教育に関する研修の充実と、校内人材を活用したOJTによる教職員の資質及び指導力の向上や支援体制づくりに努めます。

■学校生活支援員の活用により、特別な配慮が必要な児童生徒に対し、日常生活の介助や安全確保等を行うなど、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境の充実に努めます。

■一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、特別支援学級や通級指導教室、アシスト教室など、多様で柔軟な学びの場の一層の充実・整備に努めます。

■就学等教育相談において、一人ひとりの幼児にとって適切な学びの場について助言し、本人の障がいの状態や特性、保護者の意向を踏まえた適切な就学を支援します。

■「サポートファイルかけはし移行支援シート」を活用したり、校種間で定期的な連絡会を実施したりするなど、学校間連携の一層の充実を図るほか、医療的ケア児支援事業等、福祉や医療機関との連携を強化し、切れ目ない支援の充実に努めます。

■日本語指導を必要とする外国人児童生徒等の状況に応じて、指導員の派遣等の支援の充実に努めます。

（2） いじめや暴力の未然防止

■スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、いじめ・不登校相談専門員を配置し、関係機関等と連携して児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、学校内外の教育相談体制の充実を図ったりすることで、いじめや不登校の未然防止や早期発見・早期対応などの強化に努めます。

■発達支持的生徒指導の一つとして、「強めよう絆」月間を設け、各学校で児童会や生徒会を中心に、友だち、家族、地域等との「絆を強める」活動を行い、児童生徒のよりよい人間関係づくりを促進するとともに、家庭や地域に取組を発信します。

■退職教職員を学校相談員として派遣し、生徒指導上の諸課題の解決や未然防止を図るための指導や助言、教職員の補助等を行います。

（3）　不登校児童生徒への支援

■不登校対応マニュアル「高松市不登校Q＆A」や、不登校に関する研修の場を活用するなど、学校が安全・安心な居場所となるような取組を進めるとともに、不登校傾向の児童生徒に対して「チーム学校」として迅速かつ適切に対応し、新たな不登校を生まない学校づくりに努めます。

■スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療や福祉機関との連携や、オンラインでの教育相談など、不登校児童生徒や保護者が学校内外で相談・指導を受けられる体制づくりを推進します。

■校内サポートルームや教育支援センター等の活用のほか、ICTを活用した支援やフリースクール等民間団体との連携を推進し、多様な学びの場を確保し、不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境を整備します。

■フレンドシップ事業や多様な体験活動、ICTを活用した学習支援等、不登校児童生徒への支援の充実に加え、「親の会」などを通して、保護者の悩みに寄り添ったり、必要とする情報を提供したりするなど、2か所の教育支援センターの機能強化に努めます。

（4）　小・中学校等の連携・接続の推進

■義務教育９年間を見通した教育課程の実現を目指し、全小・中学校において、地域の実態や課題に即した小中連携教育の推進に努めるとともに、小・中学校が共通の視点を持って、児童生徒の交流活動や交流行事の充実を図ります。

■「幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業」の成果を生かし、幼保小が協働して子どもの発達や学びをつなぐ教育課程を編成し、その取組が持続的・発展的に行われるように、組織的な体制を構築します。

（5） 就学支援の推進

■家庭の経済的状況によって就学の機会が狭まることのないよう、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、通学用品費、学校給食費等により、就学後の学校生活における様々な場面で支援します。

■経済的理由で高等学校等への進学が困難な生徒への支援として、基金を設立し、新たな奨学金制度を設けるなどにより、就学の機会を保障し、生徒の持つ可能性を最大限に伸ばします。

■ヤングケアラーの早期発見に努めるとともに、学校において把握したヤングケアラーをスクールソーシャルワーカー等を活用し、関係部局と連携の下、専門職員の支援につなげます。

施策の基本方向 3 教員の資質向上と教育指導体制の充実

● 目標・方向性

子ども一人ひとりの可能性や学びを引き出し、「個別最適な学び」や「協働的な学び」を実現するための研修を充実させ、教員の資質向上を図ります。また、教員が学校内外の研修機会を生かし、主体的・自律的に学び続ける環境づくりに取り組みます。

教員が子ども一人ひとりに向き合い、主体的な学びを支援する役割を果たすため、校務の適正化・効率化など、業務改善に取り組むことで長時間勤務を解消し、働き方改革を推進します。

子どもの学びを支え、教員が誇りを持って働くことができる教育環境の実現により、自主的・創造的で魅力ある学校づくりを進めます。

● 現状と課題

社会の変化や子どもたちの多様化に伴い、学校の役割も拡大しています。教員には、多様化・複雑化する課題や情報化の進展など、社会の変化を前向きにとらえ、探究心を持って主体的に学び続けることが求められています。中央教育審議会答申の「新たな教師の学びの姿」では、教員は子どもたちの学び（授業観・学習観）とともに教員自身の学び（研修観）を転換することが必要であると示されており、各教員の個性に即した「個別最適な学び」や「協働的な学び」が実現できるよう、環境づくりに取り組むとともに、キャリアや経験に応じた学びを促し、資質向上を図ることが求められています。

また、令和３年度に策定した「高松市教育委員会　教職員の働き方改革プラン２」に基づいて、学校給食費の公会計化や校務支援システムの導入等、学校における働き方改革を進めてきました。

本市の「教職員の勤務状況調査（令和４年度）」の結果から、時間外在校等時間が月80時間以上に相当する教職員の割合は減少しており、これまでの働き方改革の成果があったと考えられる一方で、依然として長時間労働が常態化していることから、引き続き、働き方改革の実現に向けての取組が求められています。

● 指標

項　目	現況値（令和4年度）	目標値（令和9年度）	目標値（令和13年度）
教員が自らの専門性を高めるため、研修会等に定期的・継続的に参加している学校の割合	小学校 89.2%	小学校 92.0%	小学校 95.0%
	中学校 87.0%	中学校 89.0%	中学校 91.0%
教職員の年次休暇の平均年間取得日数	10.9日	15.0日以上	15.0日以上

● 施策内容（主な取組）

（1） 教員の資質・能力の向上

■目指すべき教員像を示した人材育成の指標をもとに、キャリアステージに応じて求められる資質能力の向上を図る研修を実施します。

■校長等の管理職が、研修履歴を活用して、専門性をより高めるために受講奨励を行うとともに、教員個々の強みや適性等を生かした効果的な学校運営が行えるよう、管理職研修会等で指導・助言を行い、管理職の資質向上に努めます。

■集合型の研修だけではなく、訪問型の研修やオンライン研修を充実するなど、教員や学校の要請、課題意識に基づいて学ぶことができる機会の創出に努めます。

■現代的な課題や学校のニーズを把握し、大学や企業等、多様な専門性・背景を有する人材と連携した研修の充実や「放課後ちょいスクール」の開催などを通じてOJTの促進を図ります。

■研修履歴を基にして、教員が探究心を持ちつつ、主体的に学びをマネジメントしていくことができるように研修や情報提供の充実に努めます。

（2） 学校における働き方改革の推進

■支援を必要とする子どもに対応する専門スタッフや、教員の業務を支援するスタッフ等、多様な人材の配置に努め、教員が子どもに向き合う時間や教職員の学ぶ時間を確保し、教育の質の向上を図ります。

■校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図り、教職員の役割分担と適切な連携による教育指導体制づくりに努めます。

■教職員の勤務時間を適切に把握し、引き続き、時間外在校等時間縮減に向けた意識改革や業務改善に努め、教職員の心身の健康の保持増進を図ります。

■長期休業期間中の年休等の取得を促進し、教職員が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自信と誇りを持って効果的な教育活動を行うことができるように、休日を確保できる環境づくりに努めます。

■教職員が意欲と使命感を持って教育活動に専念できるよう、セルフケアの推進、管理職等によるラインケアの充実、良好な職場環境の醸成等に取り組むとともに、ストレスチェック制度を活用することで効果的・効率的なメンタルヘルス対策に努めます。

■業務の効率化・適正化に向けて、ICT環境の整備や活用により、教育現場におけるDXを始めとする働き方改革を積極的に推進します。

■学校における働き方改革等の観点を含め、休日の部活動の地域移行に向けて取り組むことで、生徒にとって望ましい活動環境の確保と教職員の業務負担軽減の両方の実現を目指します。

施策の基本方向 4 安全で安心な教育環境の充実

● 目標・方向性

学校内や登下校時における不慮の事故や不審者による被害から児童生徒を守るため、学校安全計画や危機管理マニュアルに基づき、安全で安心な環境づくりを進めるとともに、家庭や地域、警察などの関係機関と連携し、防犯カメラの設置等の整備に加え、不審者情報のメール配信や子どもの見守り体制を強化するなど、ハード・ソフトの両面において児童生徒の安全確保の更なる充実に努めます。

また、地震や津波などを想定したより実践に近い訓練を実施し、児童生徒が防災についての正しい知識や的確に判断する力を身に付け、適切に行動できる資質・能力を育成します。

● 現状と課題

登下校中の児童生徒が関係する交通事故が増加しており、特に自転車乗車時の接触事故等が多く報告されています。また、不審者等による声掛け、つきまとい等の事案も後を絶たない状況です。児童生徒がこのような事故や事件の被害者や加害者とならないように、自ら危険を予測し、回避するための安全教育が重要であり、交通安全や防犯等における対策の充実が求められています。

今後、南海トラフ地震の発生が懸念されていることや異常気象に伴う自然災害の発生が多発する中、児童生徒が危機回避能力を身に付け、万が一のとき、自分の身を自分で守ることができるための指導や支援が求められています。

● 指標

項　目	現況値（令和4年度）	目標値（令和9年度）	目標値（令和13年度）
実践的な避難訓練を行っている学校の割合	小学校 70.2%	小学校 85.0%	小学校 100%
	中学校 74.0%	中学校 90.0%	中学校 100%

● 施策内容（主な取組）

（1） 子どもの安全対策の推進

■学校安全管理研修会等を開催し、教員の資質向上に努めるとともに、学校・地域の特性や実態に即した、学校独自の学校安全計画や危機管理マニュアルの定期的な見直しを行います。

■教育委員会、学校、PTA、道路管理者、警察等の関係機関が連携・協働しながら通学路交通安全プログラムに基づく通学路の合同点検等を実施し、児童生徒の登下校時の安全確保に取り組みます。

■自転車乗車時のヘルメット着用努力義務や交通ルールを遵守する意義等の理解を深めるため、児童生徒を対象とした交通安全教室を開催するとともに、警察等の関係機関と連携した交通安全教育の充実を図ります。

■中学生の自転車通学者を対象に自転車の安全点検を実施し、自転車の整備不良等での事故防止に努めます。

■スクールガード・リーダーの小学校等への派遣や、不審者事案の発生件数が多い地域での防犯に関する講話の開催などにより、地域の見守り力の向上を図ることで、不審者から児童生徒を守ることができるよう取り組みます。

■全小・中学校の防犯カメラの設置等の整備に加え、不審者情報等をメール配信システムやホームページにより、速やかに提供するなど、子どもの安全確保に取り組みます。

（2） 防災教育の推進

■社会や保健体育等の教科、総合的な学習の時間などで実践される安全教育を通して、児童生徒が災害発生時の状況を的確に判断するとともに、「自助」、「共助」の精神に基づき、自己や身近な他者の安全に配慮した適切な行動ができるように防災教育の充実に取り組みます。

■児童生徒が安全教育で身に付けた実践力を発揮する場として避難訓練を位置付け、より実効性のある訓練となるよう地域や関係機関と連携して取り組みます。

■学校を取り巻く状況の変化を踏まえ、消防署や気象台等の専門家との連携を通して、実践的な危機管理マニュアルを定期的に見直すサイクルを構築し、実効性を高め、内容の充実に取り組みます。

施策の基本方向 1 家庭・地域の教育力の向上

● 目標・方向性

子どもの教育について不安や悩みを抱える保護者を対象に、家庭教育に関する講座等を開設するほか、子どもにとって望ましい生活習慣に関する啓発活動等を実施することにより、家庭の教育力の向上に取り組みます。

また、地域において次代を担う子どもを育てるために、関係団体等と連携しながら各種行事を実施するほか、学校と地域をつなぐコーディネーター等の人材育成に努めることにより、地域の教育力の向上に取り組みます。

● 現状と課題

近年、少子化、核家族化等により、家庭における教育力の低下が指摘されています。また、人間関係の希薄化やコミュニケーションの減少等により、地域の教育力の低下も指摘されています。

子どもを取り巻く社会情勢はめまぐるしく変化しており、課題も多様化・複雑化している状況の中で、家庭と地域は、それぞれが持つ教育力を最大限に発揮しながら、子どもを育てていくことが求められています。

家庭及び地域の教育力の向上を図るために、関係団体等と連携しながら、効果的な取組を推進する必要があります。

● 指標

項　目	現況値（令和4年度）	目標値（令和9年度）	目標値（令和13年度）
子ども会リーダー研修会に参加して、リーダーとしての自覚が高まった小学生の割合	―	100%	100%
地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を行っている小学校の割合	42.6%	59.6%	76.6%

● 施策内容（主な取組）

（1） 家庭の教育力の向上

■就学時健康診断等多くの保護者が集まる機会を活用して、家庭教育に関する専門の講師による家庭教育応援講座を開設し、子どもと向き合うためのヒントを提供します。

■講座への参加が困難な保護者に対し、時間や場所を問わず学ぶことができるよう、家庭教育コラムの掲載や家庭教育についての動画の配信など積極的な情報発信に努めます。

■小・中学校で「生活リズムチェック事業」を実施し、子どもたちが自らの生活習慣を見つめ直すきっかけとすることにより、望ましい生活習慣の自主的な形成・確立を図ります。

■早寝早起き朝ごはん運動について、就学時健康診断等多くの保護者が集まる機会を捉えて、啓発チラシを配布するなど、より一層の推進に取り組みます。

（2） 地域の教育力の向上

■自然の中での遊びや体験活動を通じて、子どもたちの創造性や社会性を養い、心豊かな人間に育てるため、子ども会を始めとした団体等が実施する様々な活動を支援します。

■地域学校協働活動推進員（コーディネーター）を始めとした地域の人材の資質向上を目的とした研修を実施するなど、次代を担う地域の人材の育成に取り組みます。

施策の基本方向 2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

● 目標・方向性

学校・家庭・地域が連携・協働しながら、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進します。

教職員、保護者、地域住民が、コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、学校と教育のビジョンや目指す子ども像を共有するとともに、多くの関係者を巻き込みながら地域学校協働活動を展開していくことで、学校運営の改善や子どもたちに愛される地域づくりに取り組みます。

● 現状と課題

近年の急激な社会情勢等の変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題は複雑化・多様化しています。

学校においては、いじめや暴力行為等の問題行動の発生、不登校児童生徒の増加を始め、学校の役割の拡大に伴う教員の業務量の増加などが問題となっています。また、地域においても、行事やコミュニケーションの減少などによる子どもと地域とのつながりの希薄化や、若者の大都市圏への流出などによる地域の担い手不足などが指摘されています。

令和５年度からは、小・中学校において、コミュニティ・スクールを導入し、保護者や地域住民が学校運営に関わる環境を整備しました。

今後は、幅広い地域住民の参画を得ながら、社会全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、学校と地域がパートナーとして、連携・協働しながら多様な活動を推進していく必要があります。

● 指標

項　目	現況値（令和4年度）	目標値（令和9年度）	目標値（令和13年度）
地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を行っている小学校の割合【再掲】	42.6%	59.6%	76.6%
地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員（コーディネーター）を配置している小学校数	—	12校	28校

● 施策内容（主な取組）

（1）　地域とともにある学校づくりの推進

■コミュニティ・スクールの仕組みを活用しながら、学校・家庭・地域が、それぞれの教育機能を発揮し、相互に連携・協働しながら子どもを支え育むことができるように努めます。また、学校に関する情報を保護者や地域住民などに積極的に提供し、学校運営における説明責任を果たします。

■学校行事や学校生活について、ホームページ等で積極的に情報発信を行うことで、開かれた学校づくりに努めます。

（2）　学校を核とした地域づくりの推進

■学校や地域などに地域学校協働活動を推進する意義や目的などを丁寧に説明し、理解や協力を得ながら効果的な取組を実施することで、豊かな人間性と想像力、更には、地域への誇りや愛着を持つ子どもの育成につなげます。

■学校と地域の連携・協働を効果的に行うため、地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の配置に努めるとともに、地域における新たな人材の発掘や育成を支援します。

■学校と地域が連携しながら、放課後子ども教室の拡充を図ることにより、放課後等の子どもの安心・安全な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供します。

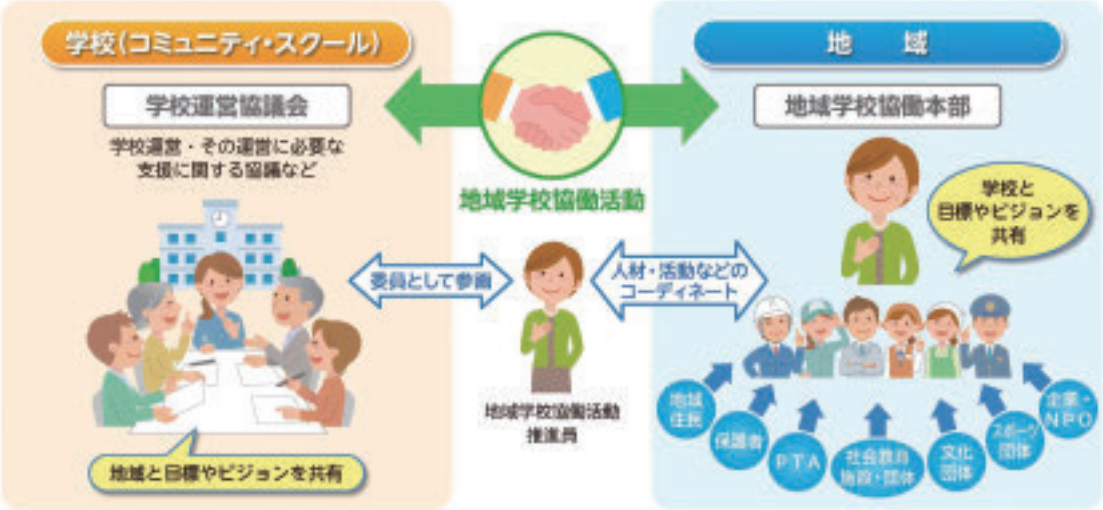

文部科学省「これからの学校と地域　コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」より抜粋

施策の基本方向 3 青少年の健全育成の推進

● 目標・方向性

青少年の健全育成に多くの市民が関心を寄せ、市民が主体的に健全育成活動に取り組めるよう、地域で子どもを守り育てるとともに、担い手不足に悩む地域の課題を、大学等との連携を強化しながら、解決に向けて支援します。

また、インターネット利用の低年齢化が進み、スマートフォンやSNSの利用におけるトラブルが多発する状況において、子どもの発達段階に応じた情報モラルの育成や非行・犯罪被害防止対策の取組を推進します。

● 現状と課題

非行少年等の数は減少傾向にある一方で、少年犯罪の低年齢化や、いじめ、不登校、児童虐待など子どもたちが抱える問題は多様化、複合化し、特に、SNSを始めとしたインターネット等の利用において低年齢化が進み、子どもが加害者にも被害者にもなる事案が多発しており、従来の地域の見守りでは、子どもたちを守り切れない現状があります。

また、悪質な不審者事案が見受けられるようになり、子どもを安全・安心に育てる環境づくりが地域社会の重要な課題となっており、地域の見守り力の更なる向上が期待されることから、今後、地域の人材の高齢化が進む中で、地域の健全育成団体が大学等のボランティア団体と連携していくなど、持続可能な視点に立った施策が求められています。

● 指標

項　目	現況値（令和4年度）	目標値（令和9年度）	目標値（令和13年度）
市民活動団体と健全育成団体が連携できた地域数（累計）	―	30地域	42地域
未就学児の保護者向け「安全・安心なネット利用」講座を受講した保護者の延べ人数	32人	1,000人	1,800人

● 施策内容（主な取組）

（1） 青少年を健全に育む環境づくりの推進

■学校及び関係機関・団体等との連携を密にし、ゲームセンター、量販店等への巡視・補導活動により、非行の未然防止及び早期指導を行うなど、子どもの実態に即した補導活動の充実に努めます。

■健全育成に関する作品等の募集・展示、万引き防止、スマート・メディアキャンペーン等を実施し、子どもの健全育成に関する市民意識の高揚を図ります。

■学校や地域の健全育成団体と、幅広い活動の場を求めているボランティア団体等をつなぎ、それぞれが持続可能な視点に立ち、地域における健全育成活動を推進します。

■悩みを抱える保護者や子どもを対象に、相談専用電話「こどもスマイルテレホン」を開設しており、受容と共感を基本とし、必要な助言を行うとともに、状況により関係機関へとつなぎ、問題解決を図ります。

（2） 情報モラル教育の推進

■小学３・４年生を対象に情報モラル出前授業を実施し、インターネット利用に関する規範意識の醸成を図ります。

■インターネット利用の低年齢化を踏まえ、こども園、幼稚園を中心に、未就学児の保護者に対して、ネット・ゲーム依存対策を始めとする、安全・安心なインターネットの利用についての講話を行います。

■ネット・ゲーム依存の防止や自己管理能力の育成とともに温かい家庭づくりにつなげる「スマート・メディア」事業の推進に努めます。

■大学等との連携により、小学３年生を対象としたインターネットセキュリティに関する教材開発を共同で行い、児童と年齢の近い学生が講師となることで、親しみやすく分かりやすい授業を行います。

施策の基本方向 1 多様な学習機会の充実

● 目標・方向性

本市の生涯学習の拠点施設である生涯学習センター及び各地域のコミュニティセンターにおいて、市民の学習ニーズに応えるための講座を実施するとともに、社会生活に困難を抱える人や学び直しを希望する人への学習機会の提供やICTを活用した新たな学びの形態への転換などを推進します。

● 現状と課題

人生100年時代を迎え、市民一人ひとりが、生涯にわたり充実した生活を送るため、多様な学びに対応できる環境づくりが求められています。

このような中、住民主体のまちづくりを進めるに当たり、住民自らが主体となって地域課題に取り組むための学びの場や、学んだ成果を生かせる仕組みづくりが重要となっています。さらに、様々な理由で社会生活に困難を抱える人への学びの機会の提供など、市民の学び直しに対する支援の必要性が高まるとともに、多様性を認め合う豊かな心の育成につながる学習も必要とされています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経験する中で、オンライン講座等、学習方法の多様化が進み、今後、ICTを活用した情報発信や新たな学びの形態への対応が求められています。

● 指標

項　目	現況値（令和4年度）	目標値（令和9年度）	目標値（令和13年度）
生涯学習センターとコミュニティセンターの講座の参加者数	72,733人	95,600人	110,000人
生涯学習センターのデジタル化した講座等の開催割合	—	15%	30%

● 施策内容（主な取組）

（1） 生涯学び活躍できる機会の提供

■現代的な課題や専門的なテーマに関する講座を実施するほか、大学やNPO法人、民間事業者等と連携し、市民の多様な学習ニーズに応じた学びの機会を提供します。

■地域の担い手となるコーディネーターの養成など、学びを通した人づくり、地域づくりを推進するとともに、これまで培ってきた知識や技術の成果を発表する場を提供するなど、市民の活躍を支援します。

■学ぶ意欲を持つ人がいつでも学べるよう、夜間教室を始めとした学びの機会を提供するなど、市民の学び直しを支援します。

■コミュニティセンター講座等を通して、人権課題を始めとする様々な社会問題に関する学習機会の充実に取り組みます。

■障がい者の社会参加を支援するために、障がいの有無にかかわらず、共に学ぶ機会を提供します。

（2） 新たな手法を活用した学びの推進

■オンライン講座や、オンラインと対面を組み合わせたハイブリッド型講座のほか、講座のデジタル化や動画教材の活用などを実施し、高齢者や障がい者を含め、全ての人々が学べる機会を提供します。

■生涯学習センターのホームページやSNSを活用し、本市の生涯学習に関する情報を効果的に発信することで、市民の学習意欲を高め、講座等への参加を促進します。

施策の基本方向 2 生涯学習施設・機能の充実

● 目標・方向性

魅力ある学習事業や地域の課題解決に向けた取組を、より効果的に展開するため、生涯学習施設や機能を充実させ、活用していきます。

図書館においては、いつでも・どこでも・だれもが、課題解決に必要な情報にアクセス可能となるよう、図書館資料等の充実に合わせて、ICTの活用や、人と本を結びつけるレファレンス・サービスの充実等により、図書館をハブとした、人と人、人と情報との出会いの場を提供します。

● 現状と課題

デジタル技術の急速な進展とともに、新しい生活様式によるデジタルツールの活用も加速する中、生涯学習センターや図書館等の生涯学習施設を充実させ活性化を図ることで、市民の生涯学習の推進や、地域の課題解決を支援していくことが求められています。

中央図書館は開館から30年が経過し、施設の老朽化やコンテンツの多様化が進んでいることから、来館者や貸出冊数は減少傾向にあります。地域の知の拠点として、利用者の利便性向上のためのICTを活用したサービスの充実や、市民一人ひとりに必要な情報を提供できる体制の強化など、市民が居心地よく豊かな時間を過ごせるよう図書館のリニューアルに取り組む必要があります。

● 指標

項　目	現況値（令和4年度）	目標値（令和9年度）	目標値（令和13年度）
市民一人当たりの図書館資料の貸出冊数	5.9冊	6.9冊	6.9冊

● 施策内容（主な取組）

（1）　学習施設・機能の充実

■生涯学習センターでは、ICTの活用などにより、機能を充実させるとともに、本市の社会教育施設、市民活動センター、総合教育センター、こども未来館などとも連携して、より効果的な事業展開を図ることにより、市民の参加や利用を促進します。

■生涯学習センターなどにおいて、自主学習スペースを無料開放し、学生などの学びや居場所の確保を支援します。

■市民の多様なニーズに応じた図書館資料等の整備はもとより、市内46か所のコミュニティセンター内に設置した図書館分室や移動図書館車の巡回、予約した本を身近な場所で受け取れる館外取次サービスなどの図書館ネットワークによる情報との新しい出会いの場の提供に取り組みます。

■子どもの読書習慣の定着を図るため、読書ボランティア団体との連携・協働による読み聞かせや、4か月児相談を利用したブックスタート事業を実施し、子どもの読書への関心を高めるための取組を推進します。

■アクセシブルな書籍の充実やインターネットを活用したサービスの提供のほか、高齢者や障がい者のための図書等の郵送サービスなど、市民の各ライフステージに応じた図書館サービスの提供に努めます。

■知識・情報の拠点施設としての機能充実や市民が居心地よく豊かな時間を過ごせるよう、中央図書館のリニューアルに取り組み、自動貸出機やセキュリティゲートの導入など利用者の利便性向上のためのICTを活用したサービスの拡充やレファレンスデータベースの整備の推進など、より質の高い図書館サービスの提供に努めます。

計画の推進

1.計画の進行管理

計画を効果的かつ着実に推進するためには、児童生徒・保護者・教員及び一般市民を対象としたアンケート調査などにより、ニーズをきめ細かく把握するとともに、計画の進捗状況やその成果について把握しながら進行管理を行うことが必要となります。

そのため、各施策を実施するに当たっては、PDCAサイクル（計画（Plan）→実行（Do）→点検・評価（Check）→改善（Action））による進行管理を行い、毎年度、本計画に基づく施策の実施状況、施策目標の達成状況等について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育行政の点検・評価を行い、その結果を報告・公表することにより市民への説明責任を果たすとともに、教育の一層の充実と向上に努めます。

なお、社会情勢の変化や国の制度改正等により、新たに対応すべき課題が生じた場合や、毎年度の評価の結果等に基づき、計画期間中であっても必要に応じて、見直しを図ります。

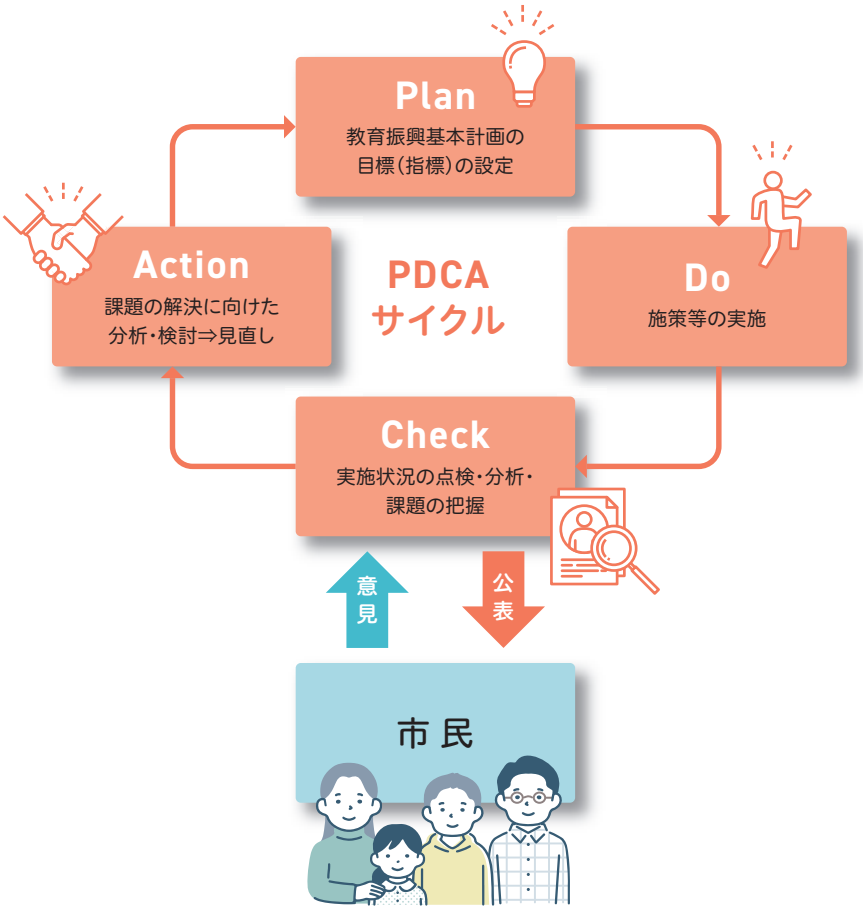

2.関係部局、関係機関・団体等との連携

本計画に掲げた施策を効果的かつ総合的に推進していくため、就学前教育の充実やシビックプライドを育む教育の推進、多様な教育ニーズに対応した教育機能の充実、学校・家庭・地域の連携・協働の推進など、教育委員会と関係部局を始め、企業や大学等の関係機関・団体が連携して取り組むことで、より一層の効果が期待できる施策については、相互に連携し、積極的に事業を実施します。

資　料

資料　1.指標

基本計画の適切な進行管理のために設定する、各施策の項目については、次の表のとおりとします。なお、この項目に係る目標値については、今後の社会情勢の変化や施策・事業の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

具体的な施策の展開		項目（指標）	指標の説明	現況値（令和4年度）	目標値（令和9年度）	目標値（令和13年度）
Ⅰ 生きる力を育む学校教育の充実						
1 確かな学力と個性を伸ばす教育の推進						
1	(1) 確かな学力の育成	学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合	香川県学習状況調査において、「学校に行くのは楽しいと思いますか」との質問に、「思う」又は「どちらかといえば思う」と回答した児童生徒の割合	小学5年生 77.4% 中学2年生 75.5%	小学5年生 79.0% 中学2年生 77.0%	小学5年生 80.0% 中学2年生 78.0%
2	(3) ICTを活用した教育の推進	授業において、一人一台端末などの ICT機器を週3回以上活用している児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査において、「5年生まで（1、2年生のとき）に受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか」との質問に、「ほぼ毎日」又は「週3回以上」活用していると回答した児童生徒の割合	小学6年生 39.3% 中学3年生 24.3%	小学6年生 100% 中学3年生 100%	小学6年生 100% 中学3年生 100%
2 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進						
3	(1) 道徳教育の推進 (2) 人権教育の推進	人の気持ちが分かる人間になりたいと思う児童生徒の割合	香川県学習状況調査において、「人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか」との質問に、「思う」又は「どちらかといえば思う」と回答した児童生徒の割合	小学5年生 94.0% 中学2年生 93.6%	小学5年生 94.5% 中学2年生 94.0%	小学5年生 95.0% 中学2年生 94.5%
4	(4) 体力づくりと健康教育の推進	児童が体育の授業以外で運動する時間（1日当たり）	全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、「学校の体育の授業以外で、1日にどのくらいの時間、運動（体を動かす遊びをふくむ）やスポーツをしていますか」との質問に、運動やスポーツをしたと回答した児童の運動時間	小学5年生 60分／日	小学5年生 65分／日	小学5年生 70分／日
3 ふるさとの未来を支える教育の推進						
5	(2) 主権者教育の推進	投票することに前向きな生徒の割合	出前授業における調査において、投票に「必ず行く」又は「行くつもり」と回答した生徒の割合	高校2年生 79.6%	高校2年生 81.0%	高校2年生 82.0%
6	(3) シビックプライドを育む教育の推進	今住んでいる地域について関心がある児童生徒の割合	香川県学習状況調査において、「今住んでいる地域（香川県）の歴史や自然、産業について関心がありますか」との質問に、「ある」又は「どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合	小学5年生 65.5% 中学2年生 42.0%	小学5年生 67.0% 中学2年生 43.0%	小学5年生 68.0% 中学2年生 44.0%
Ⅱ 安全・安心で魅力ある教育環境の充実						
1 学校教育環境の整備・充実						
7	(1) 学校教育施設の整備・充実	学校教育施設の老朽化対策進捗率	本計画期間（令和6～13年度）中における学校施設長寿命化計画及び学校給食調理場整備計画に登載された事業の着手件数に係る進捗率	－	50.0%（95件）	100%（190件）
8	(2) ICT環境の整備・充実	電子黒板の整備率	小・中学校における電子黒板を整備した普通教室（特別支援学級含む）及び特別教室（各校6室）の割合	62.7%	100%	100%
2 多様な教育ニーズに対応した教育機能の充実						
9	(1) 特別支援教育の推進	授業において、個別の配慮が必要な児童生徒に対して特性に応じた指導を行っている学校の割合	全国学力・学習状況調査において、「学校の教員は、特別支援教育について理解し、前年度までに、調査対象学年の児童（生徒）に対する授業の中で、児童（生徒）の特性に応じた指導上の工夫（板書や説明の仕方、教材の工夫など）を行いましたか」との質問に、「よく行った」又は「どちらかといえば、行った」と回答した学校の割合	小学校 95.7% 中学校 95.6%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%
10	(3) 不登校児童生徒への支援	90日以上欠席している不登校児童生徒のうち、専門家又は専門機関等で相談・指導を受けている児童生徒の割合	90日以上欠席している不登校児童生徒のうち、学校内外の専門家又は専門機関等で相談・指導を受けている児童生徒の割合	小学生 75.9% 中学生 69.4%	小学生 80.0% 中学生 75.0%	小学生 85.0% 中学生 80.0%

具体的な施策の展開		項目(指標)	指標の説明	現況値(令和4年度)	目標値(令和9年度)	目標値(令和13年度)
3 教員の資質向上と教育指導体制の充実						
11	(1) 教員の資質・能力の向上	教員が自らの専門性を高めるため、研修会等に定期的・継続的に参加している学校の割合	全国学力・学習状況調査において、「個々の教員が自らの専門性を高めるため、校外の各教科等の教育に関する研修会等に定期的・継続的に参加している(オンラインでの参加を含む)」との質問に、「よくしている」又は「どちらかといえば、している」と回答した学校の割合	小学校 89.2% 中学校 87.0%	小学校 92.0% 中学校 89.0%	小学校 95.0% 中学校 91.0%
12	(2) 学校における働き方改革の推進	教職員の年次休暇の平均年間取得日数	小・中学校における教職員の年次休暇の平均年間取得日数 ※制度改正により、令和4年度の日数は補正して算出	10.9日	15.0日以上	15.0日以上
4 安全で安心な教育環境の充実						
13	(2) 防災教育の推進	実践的な避難訓練を行っている学校の割合	地震に関する避難訓練の調査において、子どもや教職員が主体的に行動できる場面を想定した、訓練(※)を実施した学校の割合 ※避難ルートに障害物を設置して通行できない場面を設置したり、日時を告げずに訓練を実施するもの	小学校 70.2% 中学校 74.0%	小学校 85.0% 中学校 90.0%	小学校 100% 中学校 100%
Ⅲ 家庭・地域とともに育む教育力の向上						
1 家庭・地域の教育力の向上						
14	(2) 地域の教育力の向上	子ども会リーダー研修会に参加して、リーダーとしての自覚が高まった小学生の割合	子ども会リーダー研修会における調査で、リーダーとしての自覚が「とても高まった」又は「少し高まった」と回答した小学生の割合	―	100%	100%
15	(2) 地域の教育力の向上	地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を行っている小学校の割合	香川県学習状況調査において、「地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を行いましたか」との質問に、「よく行った」と回答した小学校の割合	42.6%	59.6%	76.6%
2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進						
16	(1) 地域とともにある学校づくりの推進 (2) 学校を核とした地域づくりの推進	地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を行っている小学校の割合【再掲】	香川県学習状況調査において、「地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を行いましたか」との質問に、「よく行った」と回答した小学校の割合	42.6%	59.6%	76.6%
17	(2) 学校を核とした地域づくりの推進	地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員(コーディネーター)を配置している小学校数	教育委員会が委嘱した「地域学校協働活動推進員(コーディネーター)」を配置している小学校数	―	12校	28校
3 青少年の健全育成の推進						
18	(1) 青少年を健全に育む環境づくりの推進	市民活動団体と健全育成団体が連携できた地域数(累計)	防犯ボランティア団体等の市民活動団体が、地域の健全育成団体等が行う見守り活動や巡視活動と連携できた地域の延べ数	―	30地域	42地域
19	(2) 情報モラル教育の推進	未就学児の保護者向け「安全・安心なネット利用」講座を受講した保護者の延べ人数	未就学児の保護者向け「安全・安心なネット利用」講座を受講した保護者の延べ人数	32人	1,000人	1,800人
Ⅳ 生涯にわたり心豊かに学べる環境づくり						
1 多様な学習機会の充実						
20	(1) 生涯学び活躍できる機会の提供	生涯学習センターとコミュニティセンターの講座の参加者数	生涯学習センター及びコミュニティセンターが主催する講座の延べ参加者数	72,733人	95,600人	110,000人
21	(2) 新たな手法を活用した学びの推進	生涯学習センターのデジタル化した講座等の開催割合	生涯学習センターで開催する講座に占めるデジタル機器を活用した講座等の割合	―	15%	30%
2 生涯学習施設・機能の充実						
22	(1) 学習施設・機能の充実	市民一人当たりの図書館資料の貸出冊数	図書館において、市民一人が1年間に借りる図書館資料(電子図書等を含む)の冊数	5.9冊	6.9冊	6.9冊

2.高松市教育委員会主要計画等の策定状況

年月日	計画・基本方針名等
平成 7年 6月	高松市生涯学習基本計画
平成15年 8月	新高松市生涯学習基本計画（いきいき高松まなびプラン）
平成16年 4月	高松市人権教育・啓発に関する基本指針
平成16年 8月	高松市子ども読書活動推進計画
平成20年 2月	第５次高松市総合計画
平成20年 3月	いきいき高松まなびプランⅡ －高松市生涯学習基本計画－
平成21年 3月	新高松市子ども読書活動推進計画
平成21年 3月	学校跡地・跡施設利用基本計画
平成22年 3月	学校跡地・跡施設利用実施計画
平成22年 3月	高松市教育振興基本計画
平成23年 2月	高松っ子いきいきプラン
平成25年 3月	いきいき高松まなびプランⅢ －高松市生涯学習基本計画－
平成26年 3月	新高松市子ども読書活動推進計画【改訂版】
平成27年 4月	高松市いじめ防止基本方針
平成28年 3月	高松市人権教育・啓発に関する基本指針（見直し）
平成28年 3月	第6次高松市総合計画
平成28年 3月	第2期高松市教育振興基本計画
平成29年 3月	新高松市子ども読書活動推進計画【第2次改訂版】
平成29年 3月	高松市学校施設整備指針
平成29年 4月	高松市いじめ防止基本方針（改定）
平成29年 12月	高松市いじめ防止基本方針（改定）
平成30年 4月	高松市教育委員会 教職員の働き方改革プラン
平成30年 5月	高松市学校施設長寿命化計画
平成30年 7月	第1期高松市ICT教育推進計画
令和元年 12月	高松市部活動ガイドライン
令和 2年 2月	第2期高松市教育振興基本計画（令和2年度改定版）
令和 2年 3月	高松っ子いきいきプラン【改訂版】
令和 2年 3月	第5次高松市子ども読書活動推進計画
令和 3年 3月	第1期高松市ICT教育推進計画【令和2年度改定版】
令和 3年 3月	高松市学校給食調理場整備計画
令和 3年 4月	高松市教育委員会 教職員の働き方改革プラン2
令和 3月 10月	高松市読書バリアフリー計画 （高松市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画）
令和 4年 8月	サンクリスタル高松リニューアル基本構想
令和 5年 3月	高松市いじめ防止基本方針（改定）
令和 5年 3月	高松市学校施設長寿命化計画（改訂）
令和 6年 2月	第3期高松市教育振興基本計画
令和 6年 3月	第7次高松市総合計画
令和 6年 3月	第2期高松市ICT教育推進計画
令和 6年 3月	第6次高松市子ども読書活動推進計画

3.策定経過

年月日	会議等	協議内容等
令和 4年 8月29日	庁内検討委員会	・次期高松市教育振興基本計画の策定について
令和 4年 8月30日	策定懇談会	・会長・副会長の選任 ・次期高松市教育振興基本計画の策定に向けて
令和 4年 10月28日～ 令和 4年 11月30日	高松市の教育に関するアンケート調査	・対象者　高松市立学校の小学生（3年生、5年生）とその保護者、高松市立幼稚園・こども園の保護者、高松市立小・中学校の教員と幼稚園・こども園の教職員、一般市民 ・回答数　4,050人
令和 5年 6月20日	教育委員会定例会	・高松市の教育に関するアンケート調査結果の概要について
令和 5年 8月 2日	庁内検討委員会	・次期高松市教育振興基本計画（大綱）の素案（案）について
令和 5年 8月29日	策定懇談会	・次期高松市教育振興基本計画（大綱）の素案（案）について
令和 5年 10月20日	庁内検討委員会	・次期高松市教育振興基本計画（大綱）（案）について
令和 5年 11月15日	策定懇談会	・次期高松市教育振興基本計画（大綱）（案）について
令和 5年 12月15日	教育民生調査会	・次期高松市教育振興基本計画（大綱）（案）について
令和 5年 12月19日～ 令和 6年 1月18日	パブリックコメント	・次期高松市教育振興基本計画（大綱）（案）に対するパブリックコメントの実施 ・コメント件数 4件
令和 6年 2月15日	総合教育会議	・次期高松市教育振興基本計画（大綱）（案）について
令和 6年 2月22日	教育委員会定例会	・第3期高松市教育振興基本計画（大綱）の策定について

※その他、庁内検討委員会幹事会を3回、教育委員との意見交換会を4回開催。

4.設置要綱

(1)高松市教育振興基本計画策定庁内検討委員会設置要綱

設　置

第1条　　高松市教育振興基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に当たり、必要な事項を検討するため、高松市教育振興基本計画策定庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

所掌事項

第2条　　委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
(1)基本計画の基本方針の策定に関すること。
(2)基本計画に定めるべき事項及びその内容に関すること。
(3)前2号に掲げるもののほか、前条に規定する委員会の目的を達成するために必要な事項

組　織

第3条　　委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織し、それぞれ別表第1に掲げる職にある者及び学校教育関係者のうちから教育委員会が委嘱する者をもって充てる。
2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3　委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

会　議

第4条　　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。
2　委員会の会議は、半数以上の委員が出席しなければ、開くことができない。
3　委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

幹事会

第5条　　委員会に幹事会を置く。
2　幹事会は、幹事長及び幹事で組織し、それぞれ別表第2に掲げる職にある者及び学校教育関係者のうちから教育委員会が委嘱する者をもって充てる。
3　幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長は、会議の議長となる。
4　幹事会は、委員会の会議に付議する議案を検討し、及び委員会で決定した事項を実施するために必要な事項を協議する。
5　幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事が、その職務を代理する。

事務局

第6条　　委員会及び幹事会の事務を処理させるため、教育局総務課に事務局を置く。
2　事務局は、教育局総務課の職員、教育局学校教育課の職員及び教育局生涯学習課の職員のうちからそれぞれの所属長の指名する職員で構成する。

委　任

第7条　　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

1　この要綱は、令和4年7月19日から施行する。
2　この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

● 別表第1（第3条関係）

区　　分	役　職　名
委 員 長	教育長
副委員長	教育局長
委　　員	市民政策局長
	総務局長
	財政局長
	健康福祉局長
	創造都市推進局長

● 別表第2（第5条関係）

区　　分	局　　名	役　職　名
幹 事 長	教育局	教育局次長（総務課担当）
幹　　事	市民政策局	政策課長
	総務局	総務課長
	財政局	財政課長
	健康福祉局	子育て支援課長
		こども女性相談課長
		こども保育教育課長
	創造都市推進局	文化芸術振興課長
		文化財課長
		スポーツ振興課長
		美術館美術課長
	教育局	総務課長
		学校教育課長
		保健体育課長
		生涯学習課長
		人権教育課長
		中央図書館長
		総合教育センター所長
		少年育成センター所長
		生涯学習センター副館長
		高松第一高等学校事務長

(2)高松市教育振興基本計画策定懇談会設置要綱

設　置

第1条　　高松市教育振興基本計画の策定に当たり、広く市民の意見を聴くため、高松市教育振興基本計画策定懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

組　織

第2条　　懇談会は、委員9人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　各種団体の代表者

(3)　前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

任　期

第3条　　委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

会長及び副会長

第4条　　懇談会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2　会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

会　議

第5条　　懇談会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2　懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3　会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

事務局

第6条　　懇談会の事務を処理させるため、教育局総務課に事務局を置く。

2　事務局は、教育局総務課の職員、教育局学校教育課の職員及び教育局生涯学習課の職員のうちからそれぞれの所属長の指名する職員で構成する。

委　任

第7条　　この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附　則

(施行期日)

1　この要綱は、令和4年7月19日から施行する。

(この要綱の失効)

2　この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3　この要綱による最初の懇談会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

● 高松市教育振興基本計画策定懇談会委員 名簿

役　職	氏　名	団体名等・役職名
会　長	柳澤 良明	香川大学 教育学部 教授
副会長	山口 明乙香	高松大学 発達科学部子ども発達学科 教授
委　員	阿部 ひろみ	市民公募
	笠井 三奈	高松市PTA連絡協議会 相談役
	川上 敬吾	高松市中学校長会 会長
	竹内 典子	市民公募
	松本 学武	高松市子ども会育成連絡協議会 会長
	村川 絹子	高松市小学校長会 副会長
	山本 雅宏	一般社団法人高松市コミュニティ連合会 理事

会長・副会長以外は五十音順。

5.用語の解説

用語	解説
あ	
AI型ドリル	児童生徒の解答内容をAI（人工知能）が理解度を判定し、誤答の原因と推定される単元に誘導するなど、個々の児童生徒に最適な出題をするデジタル教材。
ICT	「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略。情報や通信に関する技術の総称。
ICT支援員	ICTを活用した授業の計画作成支援、ICT機器の準備・操作支援、校内研修等を主な業務内容とし、日常的に教員のICT活用支援を行う人材。
LGBT（性的少数者）	「L=Lesbian（レズビアン）、G=Gay（ゲイ）、B=Bisexual（バイセクシュアル）、T=Transgender（トランスジェンダー）」等の性的マイノリティの総称の1つ。（本市では、性的少数者を表す総称として使用。）
OJT	「On-the-job Training」の略。職場での実務を通じて、基礎的・専門的知識を身に付ける手法。
SDGs	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略。2015年の国連サミットで採択され、2030年までの達成を目指す国際社会の共通目標。環境、社会、経済に関する17の目標がある。「誰ひとり取り残されない」を理念とする。
アクセシブルな書籍	「アクセシブル」とは、利用しやすい様をいい、「アクセシブルな書籍」は、読書バリアフリー法第2条第2項の「視覚障がい者等が利用しやすい書籍」のこと。点字図書、拡大図書、録音図書、触る絵本、LLブック、布の絵本等、視覚障がい者等がその内容を容易に認識することができる書籍。
アクティブ・ラーニング	学習者の能動的な参加を取り入れた授業、学習法の総称。
アシスト教室	発達障がい等に起因して、学習上又は生活上の困難（不登校を含む）のある児童生徒を対象に、特性に応じて短期個別指導を行う、高松市独自で開設している教室。
医療的ケア児支援事業	就学前施設や学校、放課後児童クラブにおいて医療的ケアを必要としている幼児児童生徒に対し、看護師を派遣して必要な医療的ケアを実施する事業。
インクルーシブ教育システム	障がいの有無に関わらず、すべての子どもが同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、最も適切な指導を提供できるよう多様で柔軟な仕組みを整備すること。
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態であること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など、将来の持続的な幸福を含み、個人だけでなく、取り巻く地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。
英語指導補助員	小学校学級担任の外国語や外国語活動などの指導の補助を行う者。

用語	解説
親の会	教育支援センター通室者の保護者を対象としたカウンセラーを交えた懇談会。年２回行う「親の会夜会」は通室生以外の保護者参加も可能。
か	
GIGAスクール構想	児童生徒向けの一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想。 GIGAは、「Global and Innovation Gateway for All」の略。
外国語指導助手（ALT）	日本人の教員の助手として、小・中学校の英語や小学校の外国語活動などの授業を行う者。
香川県学習状況調査	県内国公立学校の小学5年生及び中学2年生の全ての児童生徒を対象に毎年11月に実施している香川県の調査。県内の児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握し、指導方法の工夫・改善に役立てるとともに、児童生徒の理解の程度に基づく個に応じた指導などを実施することを目的としている（平成14年度から実施）。
学習者用デジタル教科書	児童生徒が学校の教科書として使用することを想定して作られた電子書籍。紙の教科書の内容の全部をそのまま記録した電磁的記録教材。
学校安全計画	学校保健安全法第27条により、全ての学校で策定・実施が義務付けられているものであり、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容を関連させたものを統合して、全体的な立場から年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画のこと。
学校給食費の公会計化	学校給食費を市の歳入・歳出予算に計上し、徴収・管理すること。学校において徴収・管理をしていた方法から、教職員等の業務負担の軽減や会計事務の透明性の向上等を目的に、本市においては、令和5年度から導入した。
学校生活支援員	学校における学習面や生活面で教育的支援が必要な児童生徒に対し、日常生活の介助、安全の確保、学習支援等に従事する職員。
学校図書館指導員	児童生徒の豊かな読書活動を推進するとともに、学校図書館の環境整備をするために、本市が小・中学校に配置している指導員。
家庭教育応援講座	子育てやしつけなどの家庭教育の在り方を見つめ直す機会を保護者に提供することで、家庭の教育力の向上を図るため、小学校、幼稚園などに専門の講師を派遣し、開設している講座。
家庭教育コラム	時間や場所を問わず、保護者が家庭教育について気軽に学ぶことができるよう、専門家が様々な視点で家庭教育についてのコラムを執筆し、定期的にホームページ等に掲載しているもの。
危機管理マニュアル	学校管理下で事故等が発生した際、教職員が的確に判断し円滑に対応できるよう、教職員の役割等を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項についてまとめたもの。
休日の部活動の地域移行	中学校の休日の部活動を、これまでの学校で教員が指導する形から、学校外の地域スポーツクラブなどが実施する形に変更し、教員以外の地域指導者が指導にあたるように環境を整えること。

用語	解説
教員の業務を支援するスタッフ	教員の負担軽減を図り、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、学習プリント等の印刷や採点業務の補助、来客・電話対応、消毒作業等をサポートする職員（教員業務支援員「スクールサポートスタッフ」）。
教育支援センター	不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・支援を行うことにより、学校への復帰や社会的自立に向けた支援を行う施設。本市には、「新塩屋町 虹の部屋（末広町）」と「みなみ（出作町）」がある。
教育的ニーズ	子ども一人ひとりの障がいの状態等を把握して、具体的にどのような指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかを検討することで整理されるもの。
協働的な学び	探究的な学習や体験活動等を通じて、子ども同士、あるいは地域の人など多様な他者と協働しながら、学んでいくこと。
芸術士派遣事業	様々な芸術分野に高い知識を有するアーティストを「芸術士」として、保育所・こども園・幼稚園に派遣する事業。平成21年度から実施しており、芸術士は定期的に各施設に出向き、日々の保育の中で、保育士・幼稚園教諭等と連携しながら、子どもたちが自由に表現する手助け等を行い、子どもが持っている感性や創造力を伸ばしていけるよう、専門性を生かした関わりや助言を行っている。
研修履歴	教職員の研修の履歴について記録したもの。校長は、研修履歴を基に、教職員と今後どの分野の学びを深めるかや、学校で果たすべき役割に応じてどのような学びが必要かなどを共有し、教員の主体的・自律的な目標設定やキャリア形成につなげられるよう、対話を通じて研修の受講奨励を行う。
校内サポートルーム	様々な事情で教室に入れない不登校傾向の児童生徒を対象に、校内の空き教室等を利用して居場所づくりや学習支援等を行う場所。
こども基本法	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されたもの。
個別最適な学び	全ての児童生徒の資質能力を育成するために、子ども一人ひとりに応じた学習指導を行うこと。また、児童生徒が自分の興味関心のあるものを選び、学び、表現すること。
コミュニティ・スクール	保護者や地域住民等が参画する学校運営協議会を設置し、地域と連携・協働しながら学校運営に取り組む学校。本市では、平成30年度から令和4年度までは、高松型学校運営協議会、令和5年度からは、コミュニティ・スクールを導入した。
さ	
CBI	「Content-Based Instruction」の略。内容の学習を通して言語を学ぶ言語教授法。
Society5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。「Society 5.0は、Society 1.0からSociety 4.0に続く新たな社会を指す」とされている。

用語	解説
STEAM教育	STEM（Science, Technology, Engineering, Mathematics）に加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲でA（Arts）を定義し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習。
サポートファイルかけはし移行支援シート	相談支援ファイルとして保護者が活用しているサポートファイル「かけはし」の補助資料で、各施設・学校が、それまで行っていた教育的な支援を、進学先に有効に引き継ぐために作成する資料。
サンクリスタル学習	高松市内の小学5・6年生を対象に、サンクリスタル高松内の中央図書館、菊池寛記念館及び歴史資料館を活用して実施する図書館学習、文学学習及び社会科郷土学習。
シビックプライド	「都市に対する市民の誇り」のこと。「郷土をよりよくするために自分自身が関わっている」、「自分が郷土の未来をつくっている」という地域の持続的な発展に当事者として貢献しようとする心。
主権者教育	主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力を、発達の段階に応じて身に付けさせることを目的とした教育。
受配対象校	学校給食共同調理場で調理した給食を配送により受け取る学校。受配対象校には給食調理場がなく、代わりとして、配送された給食や牛乳、デザート等をクラスごとに仕分け作業する「配膳室」が設置されている。
小中連携教育	小・中学校の児童生徒間の交流活動や教職員の合同研修等により、義務教育9年間を通じて、児童生徒に必要な資質・能力を育むことを目指す教育。
情報モラル教育	小・中学校、高等学校の児童生徒を対象に、各教科における指導を通して、「情報モラル」を身に付けさせる取組をいう。 情報モラルは、「情報社会で、適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を指す。
食に関する指導の全体計画	学校全体で食育を組織的、計画的に推進するために、各学校において作成する食に関する指導に係る全体的な計画。
シラバス（授業計画）	学校の授業等の年間の学習案内、生徒がこれから何を、何のために、いつ、どのように学んでいくのかを体系的に示した授業計画のこと。具体的には、各教科・科目の目標、内容、指導計画、教材の概要、評価の観点を記したもの。
人材育成の指標	香川県教育委員会が定める香川県教員等人材育成方針に基づき、管理職及び教諭等が身に付けるべき必要な資質等の内容を定めたもの。
スーパーサイエンスハイスクール（SSH）	科学技術系人材の育成のため、文部科学省が採択した研究指定校。各学校で作成した計画に基づき、独自のカリキュラムによる授業や、大学・研究機関などとの連携、地域の特色を生かした課題研究など様々な取組を行っている。
スクールガード・リーダー	園児・児童を対象にした防犯活動を通して、スクールガード（学校安全ボランティア）に対し、より良い防犯活動を行うための指導・助言を行う人。

用語	解説
スクールカウンセラー	児童生徒の心理的な問題等に関して専門的な知識・経験を有し、学校現場で児童生徒及び保護者、教職員に相談支援を行う者。
スクールソーシャルワーカー	児童生徒の置かれた様々な状況に働きかけることや、関係機関等のネットワークを活用することで、問題解決のために援助・助言を行う専門家。本市では、社会福祉士等の資格を有する者、又は、福祉と教育の両面に関して、専門的な知識・経験を有する者。
スポーツ士派遣事業	スポーツの各種目を専門的に技術指導できる指導者を「スポーツ士」として保育所・こども園・幼稚園に派遣する事業。令和4年度の試行実施を踏まえ、令和5年度から本格実施しており、就学前の子どもが運動遊びを通して、体を動かす楽しさを味わいながら、体力向上と運動習慣の定着を図っている。 ※スポーツ士…TASS（高松市アドバイザリースポーツシステム）認定のスポーツ指導者で、保育所・こども園・幼稚園に派遣されてスポーツ指導を行う者の名称。
スマート・メディア	各校・各家庭の実態に応じて、積極的な情報機器の活用を前提として、情報機器（スマートフォン・タブレット・ゲーム機など）を賢く（スマートに）利用・活用すること。
スマイルフェスティバルin たかまつ	人権をテーマとした公演、講演やパネル展、幼児児童生徒、保護者等によるステージ発表などの各種イベントを総合的に開催する事業。
生活リズムチェック事業	基本的な生活習慣について目標を立て、1週間実施した結果を記録するシート（生活リズムチェックシート）を市立小・中学校の児童生徒に配布し、子どもたちが自らの生活習慣を見直すきっかけづくりを行う事業。
ゼロカーボン	企業や家庭が排出する温室効果ガス（二酸化炭素など）の排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、排出量の合計を実質的にゼロにすること。本市では、脱炭素社会に向けて、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言している。
全国学力・学習状況調査	平成19年度から小学6年生、中学3年生全員を対象に毎年4月に実施している国の調査。義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することで、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること等を目的としている。
全国体力・運動能力、運動習慣等調査	子どもの体力・運動能力等の状況に鑑み、国が全国的な子どもの体力・運動能力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること等を目的とした調査。平成20年度から小学5年生、中学2年生全員を対象に行われている。
相談専用電話 「こどもスマイルテレホン」	少年育成センターで開設している電話や来所による相談窓口。相談対象は子ども、保護者、教職員、地域の人など。友だちや学校生活、子育てのことなどの悩みの相談に専門指導員が対応し、必要に応じて専門機関を紹介する。
情報活用能力	情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力。

用語	解説
た	
DX	デジタル・トランスフォーメーション（Degital Transformation）の略。将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出、柔軟に改変すること。
第4次産業革命	AI（人工知能）やIoT（Internet of Things）、ビッグデータを活用した技術革新のこと。 ※Iot…自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるものがインターネットにつながり、情報のやりとりをすること。
体力向上プラン	各学校の体力向上に関する検証改善サイクルを確立し、児童生徒の体力を向上させるために、各学校が作成するものであり、児童生徒の体力の実態や指導計画、学習指導等についての課題を基に、体力向上に向けた取組を校長を中心として、組織的、計画的に推進していく取組。
高松市ICT教育推進計画	「高松市教育振興基本計画」の小・中学校における教育の情報化に関する個別計画。平成30年7月に策定、令和3年3月に改定。令和6年3月に第2期高松市ICT教育推進計画を策定。（計画期間：令和6年度から令和9年度）
高松市学校給食摂取基準	本市の児童生徒の成長に応じた給食を提供するため、平成29年度高松市学校保健統計結果から算出した独自のエネルギー摂取基準を含む各栄養素の摂取基準。令和2年4月分の給食から新基準に基づき給食を実施している。
高松市学校給食調理場 整備計画	本市の学校給食調理場の全体的な整備指針を定めた「高松市学校給食調理場整備指針」（平成25年）及び「高松市学校施設長寿命化計画」（平成30年）に基づき、学校給食調理場の具体的な整備内容等を定めた計画。令和3年3月に策定。（計画期間：令和3年度から令和9年度）
高松市学校施設長寿命化計画	今後、学校施設が一斉に更新期を迎えることから、計画的に施設の長寿命化を進めることで、トータルコストの縮減と財政負担の平準化を図るための計画。学校別や部位別で整備の方向性を設定し、直近5か年の整備計画の策定と40年間の概算事業費の試算を目的として平成30年5月に策定し、令和5年3月に改訂している。（計画期間：平成30年度から令和39年度）
高松市教育委員会 教職員の働き方改革プラン2	教職員の心身の健康を保持するとともに、教員が教育の専門職として、これまで以上に子どもの指導に専念できるよう、長時間勤務の解消を図ることを目的とした、「高松市教育委員会 教職員の働き方改革プラン」を平成30年4月に策定した。「高松市教育委員会 教職員の働き方改革プラン2」は令和3年3月に新たに改訂したもの。
高松市教育情報通信 ネットワークシステム （TENS）	高松市内の小・中学校、教育委員会を結ぶネットワーク及びクラウドシステム。TENSは、「Takamatsu Education Infomation Network System」の略。

用語	解説
高松市子ども読書活動推進計画	「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、高松市における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示す計画。令和6年3月に第6次高松市子ども読書活動推進計画を策定。（計画期間：令和6年度から令和10年度）
高松っ子いきいきプラン改訂版	就学前の子どもに対して、どこの施設に在籍していても、等しく質の高い教育・保育を提供し、小学校につなぐため、本市の就学前教育・保育の指針として「高松っ子いきいきプラン」を平成22年度に策定した。その後、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートしたことを受け、従来の幼保一体化施設を幼保連携型認定こども園に移行したことや平成30年の「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」の改訂、令和2年度の「小学校学習指導要領」の改訂を踏まえ、より一層の教育・保育の充実を目指して「高松っ子いきいきプラン改訂版」を令和2年3月に策定した。
高松プライドプロジェクト	各学校の児童生徒の代表が集まり、情報交換や協議を行い、その内容を各校に持ち帰り、広めること。令和4年度から実施。
脱炭素社会	地球温暖化・気候変動の原因となる温室効果ガスのうち、最も排出量の多い二酸化炭素（CO2）について、実質的な排出量ゼロを達成している社会。
多様な教育ニーズ	障がい等による特別支援教育への対応のニーズに限らず、いじめ・不登校等の生徒指導上の課題解決、帰国・外国人児童生徒等への対応等のニーズ。
地域学校協働活動	地域の高齢者、保護者、PTA、NPO法人、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。
地域学校協働活動推進員（コーディネーター）	教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言、その他の援助を行う者。
チーム学校	学校現場で生じる様々な課題解決に向けて、学校の教職員、専門スタッフを始め、保護者、地域住民等がそれぞれの専門的知識、技能を活用しつつ、チームとして連携し、協働する学校組織。
通学路交通安全プログラム	毎年4～5校の市立小学校の通学路を教員、PTA、警察、道路管理者等で点検し、危険箇所の修繕や改修等を検討し実施することを計画したもの。
通級指導教室	通常の学級に在籍する発達障がい等、特別な教育的ニーズのある児童生徒を対象に、障がいの状態に応じ、学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導を行うための教室。
「強めよう絆」月間	いじめのない学校を目標に、各学校で「『強めよう絆』月間」を設定し、児童会や生徒会を中心に、友だち、家族、地域等との「絆を強める」活動を行い、より良い人間関係づくりを促進する取組。
ティームティーチング	複数の教員が協力して授業を行う指導方法。1学級を複数の教師が担当し、複数の教師の目できめ細かく指導する方法、複数の学級を集団の質によって再編成し、それぞれの教師が集団に適した指導を行う方法など、様々な指導方法がある。

用語	解説
特別支援学級	小・中学校等において障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。
特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒が自立し、社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの障がいの状態などに応じて、その可能性を伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な指導及び支援を行うこと。
統合型校務支援システム	グループウェア機能（メール、スケジューラー等）に加え、教務（成績処理、出欠管理、時数管理等）、学籍（指導要録、各種帳票出力等）及び服務（各種申請等）、公文書管理等を統合した機能を有する情報処理システム。
は	
VUCA	変動性（Volatility）、不確実性（Uncertainty）、複雑性（Complexity）、曖昧性（Ambiguity）の頭文字をとった言葉。「予測困難で不確実、複雑で曖昧な状態」を意味する。
働き方改革	教職員のこれまでの働き方を見直し、教員自らが授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うための学校や教職員を取り巻く環境の整備を行うこと。
発達支持的生徒指導	全ての児童生徒を対象に、児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、個性の発見と良さや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるように働きかけること。
早寝早起き朝ごはん運動	子どもたちの健やかな成長には、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切であることから、子どもの基本的生活習慣の確立を目指して、平成18年から始まった国民運動。
非認知スキル	学力のように数値で測ることのできる「認知スキル」以外のあらゆる能力と定義され、人が生きていくために大切な能力全般を指すもの。「やり抜く力・自制心・自尊心・勤勉性・意欲・積極性・協調性・社交性・思いやり」など、数値で測ることのできない自己実現の原動力となる能力。
フリースクール	不登校の児童生徒に対し、学習活動、体験活動、教育相談などの活動を行っている民間の施設。
フレンドシップ事業	不登校の児童生徒が体験を通して、友人や教師等と触れ合うことで、自立心や社会性を育むことを目的とした事業。野外活動、進路説明会、教育支援センター活動発表会などがある。
放課後子ども教室	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供することにより、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域の活性化や子どもたちが安心して暮らせる環境づくりを推進する事業。
放課後ちょいスクール	放課後の30分間を利用して、市内の小・中学校をオンラインでつなぎ、教職員が学び合う場のこと。教職員の資質向上や、主体性や同僚性を醸成することを目指している。

用語	解説
ま	
メンタルヘルスリテラシー教育	心の不調や病気の予防を早期発見、早期対応するための正しい知識と対応法などを学習すること。
や	
夜間教室	義務教育を修了しないまま学齢期を経過した人や不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人等を対象に、義務教育に準じた内容について学習支援を行うことにより、市民の学び直しの機会の提供に資することを目的に、令和4年度から開室している教室。
ヤングケアラー	本来、大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。
ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインされたもの。
幼保小の架け橋プログラム	自治体、小学校、就学前施設、家庭、地域など、子どもに関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で、全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことを目指すもの。
ら	
レファレンスデータベース	図書館などで、利用者の問い合わせに応じ、図書の照会や検索をする業務を「レファレンス」といい、これまで図書館へ寄せられた「レファレンス」をデータベース化したもの。

memo

memo

第3期 高松市教育振興基本計画
TAKAMATSU EDUCATION PLAN 2024—2031

高松市教育委員会 総務課

〒760-8571　香川県高松市番町一丁目8番15号
TEL.087-839-2611 / FAX.087-839-2615
Eメール：kyoikusomu@city.takamatsu.lg.jp

策定：令和6年2月 / 発行：令和6年3月

本計画書は見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。